東洋史研究

明末徽州の佃僕制と紛争

中島樂章

第五十八巻　第三號　平成十一年十二月發行

はじめに
一　明清徽州の佃僕制
二　文書史料にあらわれた明代徽州の主僕紛争
三　佃僕・奴僕をめぐる紛争の諸相
四　主家による佃僕の懲罰と紛争解決
五　主僕紛争と地方官の裁判
六　明末徽州社會と佃僕制
おわりに

はじめに

明清時代の徽州府では、特定の家ないし同族に「主僕の分」をもって服屬し、小作料のほかにさまざまな勞役を負擔する「佃僕制」がひろく行われていた。徽州の佃僕制は宋元時代にはすでに一般的であり、他の地域ではこの種の租佃形式

が解消しつつあった明清時代にも存續し、さらには民國期まで根強く殘存してゆく。

明清期の佃僕制については、主として豐富な文書史料により、早くから多くの研究が發表されている。筆者もさきに、文約・合同などの計七十五例の徽州文書の檢討により、明代後期の徽州鄉村社會における紛爭處理について論じたが、そのうち四分の一に近い十八例が、佃僕や奴僕と主家のあいだの紛爭であった。[1] 本稿では徽州文書資料集に收められた民間文書のほか、佃僕制に關する研究論文に引用された文書や、各種の訴訟文書をも利用して、明代後期の徽州鄉村社會における主僕紛爭の諸相を考察してゆきたい。

一　明清徽州の佃僕制

佃僕制は徽州文書研究のなかでも、もっとも早くから注目され、研究が積み重ねられてきた分野である。まず一九六〇年、傅衣凌氏は徽州文書を用いた最初の研究として、『文物』誌上で明代徽州の佃僕文書を紹介し檢討を加えた。[2] 文化大革命による中斷を經て、七十年代後半からは葉顯恩氏[3]や章有義氏[4]が精力的に佃僕制研究を進め、その後も八十年代前半を中心に、劉重日・魏金玉[5]・劉和惠[6]・彭超[7]などの各氏によって多くの專論が發表されてきた。[8] さらに九十年代以降は、周紹泉氏や陳柯雲氏により、文書史料による佃僕の家系の復原や、佃僕身分をめぐる訴訟案件の詳細な分析など、社會史的な視角からの研究も行われている。[9] また日本でも仁井田陞氏や小山正明氏が、傅衣凌氏らの紹介した文書に檢討を加え、[10] 歐米でもC・M・ウィエン氏やH・ズレンドルファー氏による論考が發表されている。[11] ここでは主としてもっとも包括的な葉顯恩氏の研究にもとづき、他の論考や筆者自身の知見をまじえ、明清徽州の佃僕制について簡單にまとめてみたい。

佃僕は庄僕・地僕・庄佃・庄人・庄戶などとも稱され、[12] 明代には「火佃」の稱がよく用いられる。[13] また佃僕はみずからの主家を、一般に「房東」と稱する。佃僕制が徽州に定着したのはおおむね宋代と考えられ、急速に進む山村型の地域開發の過程で、有力な地主や宗族が、土地や財產を持たない外地からの流入者などを集め、土地や家屋を供與して開墾や農

耕をおこなわせ、集約的な農業經營を進めるなかで形成されていったのであろう。

佃僕身分を構成する條件は、一般に「佃主田・住主屋・葬主山」と表現される。すなわち主家の田地や山林を耕作して生計を立て、主家の提供する住居に住み、死後は主家の所有する墳山に葬られる、ということである。明清時代、徽州の有力宗族はしばしば自家の所有する田地や山林の附近に、「庄」とよばれる居住地を設け、土地を持たない農民を召募して佃僕とし、田地の耕作や山林の栽養に當たらせた。また墳墓のそばに佃僕の住む庄屋を建て、墳墓の看守や墳林の管理をおこなわせたり、主家が居住する村落内に庄屋を設け、村内外の巡警や祠堂の管理などに當たらせることも多い。佃僕の死後は、主家が墳地を給付して埋葬させ、子孫が代々佃僕としてのつとめを續けることになる。また一般の農民が、佃僕の妻女との結婚や入贅を通じて佃僕身分を繼承したり、家内奴僕が配偶者をあたえられ、田地や房屋を給付されて佃僕となることもあった。

佃僕は一般の佃戸とおなじように、主家の田地や山林を租佃して小作料を支拂ったが、それとともに主家の婚姻や葬儀、祭祀や行事などの際にはさまざまな勞役を負擔する義務があった。一般の農民が佃僕となるときには、通常「應役文約」・「服役文約」などの文書を立て、佃僕となった事由や經過、應役の内容、違約時の罰則などを規定する。また佃僕が主家の土地を租佃するときには、これとは別にあらためて租田約や租山約を立てることが多い。さらに佃僕になんらかの過犯があった場合には、「還文約」や「還文書」を立て、謝罪や賠償、再犯時の處罰などを定めるとともに、「應役文約」の規定を再確認した。また佃僕身分の繼承に際しても、あらためて應役文約や還文約を立てて應役義務を再確認した。

佃僕は家内奴僕とは異なり、みずから一家をなして生産手段や家産を私有し、獨立した家計のもとで農業經營をいとなむのが普通であり、ある程度の土地を所有することも稀ではない。一方で佃僕の婚姻や承繼には房東の認可が必要であり、房東が配偶者を手配することも多い。佃僕には個々の地主の家に服屬する者と、祠堂や墳墓などの族産のもとで宗族

やその支派に服屬する者があったが、個々の家に服屬する場合でも、佃僕の一族は、房東の一族に對して「主僕の分」があるとされた。また佃僕は無斷で庄地をはなれて移住することができず、庄地が賣買されると佃僕はあらたな所有者にたいして服役し、庄地が分割相續されると佃僕の應役義務も分割された。ただし一般的には、主家は佃僕の人身を全人格的に支配しているわけではなく、あくまでその使役權を所有しているとみなすべきであり、庄地の賣買や均分相續にともない移轉したり分割されるのも、原則的には佃僕の使役權であって佃僕の人身自體ではない。

徽州の佃僕制は明代を通じて強固に維持されたが、明代後期には主僕關係の緊張や佃僕の流動がしだいに顯著になってゆく。明清交代期には、佃僕・奴僕による大規模な叛亂が勃發し、その後はふたたび主僕關係が再構築されるものの、依然として主僕紛爭は多發し、むしろ大規模化する傾向があった。しかし雍正年閒のいわゆる「賤民解放令」によって、子々孫々にわたって離脫を許されなかった佃僕身分はしだいに緩和され、十九世紀初頭までには、明確な賣身文契があり、現時點で主家に扶養され、服役するもの以外は佃僕身分からの離脫を認められた。この影響もあって清代後半期には個々の地主に屬する佃僕は減少する傾向にあり、しだいに一般の租佃關係へと代わってゆく。とはいえとくに周邊の山閒部では、祠堂などに屬する佃僕制は、二十世紀の前半期まで根強く存續していたのである。

明清徽州の有力宗族や地主は、佃僕だけではなく多くの家內奴僕も保有していた。明代にはもともと庶民による奴婢保有が禁じられていたため、奴僕を擬制的な家族員として「義男」と稱することも多い。奴僕は原則として獨立した家計をもたず、主人に扶養されて耕作や家內勞働、その他の雜役にしたがい、服役の內容も無制限であった。佃僕身分の根據が各種の應役文書であるのに對し、奴僕身分の根據は身賣りの際に立てる賣身文書である。賣身文書には單なる「賣子契」といった形式もあるが、むしろ「婚書」や「入贅文約」を立て、奴僕の妻女と結婚あるいは入贅して奴僕身分を繼承するという形をとることが多い。主家は奴僕の使役權を有するのみならず、人身や生活全般にわたって廣範な支配權を有していた。

とはいえ實際には、佃僕と奴僕との區別は、必ずしも絶對的なものではない。奴僕のなかには主人により家屋や耕作地を與えられ、獨立した家庭をなしてしだいに佃僕に變わってゆくものもあり、一方で佃僕のなかにも、しだいに主家への隷屬度を高め、奴僕化してゆくものもあったであろう。こうした中間的な形態も多いうえ、「僕」・「僕人」・「世僕」などの呼稱は佃僕・奴僕の雙方に用いられるため、文書や史料によってはいずれか判斷がつきかねることもある。また佃僕が租佃文書などを立てる場合、しばしば佃僕身分を明示せず、單に「佃人」・「某都住人」などと自稱することも多く、この場合一般の佃戸であるか佃僕なのか判斷がつきにくい。ただ總じて、文書上で相手方を「房東」・「房主」・「東主」などと稱している場合は、佃僕と判斷しておおむね間違いはないであろう。

二　文書史料にあらわれた明代徽州の主僕紛爭

ここでは各種の文書史料にあらわれた、明代徽州の佃僕・奴僕をめぐる紛爭事例を、一覽表として提示することにしたい。すでに別稿では、公刊された文書資料集所收、および南京大學歷史系資料室所藏の、紛爭解決にあたって立てられた文約・合同などの民間文書によって、計十九例の主僕紛爭を紹介している。本稿ではさらに各種の訴訟文書や宗族合同などにくわえ、佃僕制に關する研究論文に引用・紹介された文書にも調査の範圍をひろげ、計五十二例の紛爭をリストアップすることができた。

はじめに文書の出典について整理しておこう。まず周紹泉・王欣主編『徽州千年契約文書』第一編〔宋・元・明編〕（花山文藝出版社、一九九二年、以下『契約文書』と略稱する）からは、散件文書から十一例、簿册文書からも一例の紛爭事例を收集することができた。同書第二編〔清・民國編〕（以下『契約文書』二編と略稱する）所收の清代の簿册文書からも、明代の紛爭事例を二例集めている。これらの文書はすべて中國社會科學院歷史研究所（以下歷史研究所と略稱する）の所藏文書である。

ついで張傳璽主編『中國歷代契約會編考釋』下卷（北京大學出版社、一九九五年、以下『會編考釋』と略稱する）からは、北京大學圖書館藏の文書から二例を、安徽省博物館編『明清徽州資料叢編』第一集（中國社會科學出版社、一九八八年、以下『資料叢編』一集と略稱する）からも、徽州地區博物館藏の文書から一例を收錄した。また筆者が南京大學歷史系資料室において調査した原件文書からは六例の、族譜や家規などに收錄された文書からも三例の紛爭を集めている。さらに佃僕制に關する先行研究からは、安徽省博物館をはじめとして、同圖書館・歷史研究所・中國社會科學院經濟研究所（以下經濟研究所と略稱する）・文化部文物局・北京師範大學などに所藏される文書から、計二十五例を集めることができた。

なお同一の文書が複數の研究論文に引用されている場合は、發表年の早い論文を出典として示した。文書資料集に收錄された文書が、他の研究論文に引用されていることもあるが、煩を避けていちいち注記しない。さらに一つの紛爭事例について二件の關係する文書が殘されている場合は、一方の文書をもってその事例を代表させ、もう一方を附記することとする。同一の文書が、原文書とその抄件の二つの形で傳わっているときは、原文書を優先して示した。

Ⅰ 年代・縣籍	Ⅱ 紛爭の當事者と内容	Ⅲ 紛爭處理の經過	Ⅳ 署名
①成化二三(一四八七) 不詳	洪家の住基を租借する、饒姓の佃僕鄭周保が、洪家の同意なく垣墻を地界の外へ移す。	洪家は垣墻の移出を許さず、鄭周保は還文約を立て、原狀の回復を誓約。	中見人程隆等
②弘治一三(一五〇〇) 不詳	黃宣の佃僕許社宗が、租佃する洪姓の山地において樹木を盜伐。	黃宣の仲介により、許社宗が還文約を立て、以後侵伐を行わないことを誓約。	見人黃宣等
③弘治一四(一五〇一) 歙縣	譚渡黃氏の墳墓を看守する佃僕の吳福祖・隆興らが、黃氏の標掛(墓參)に際し、出頭して所定の物品を供出せず。	隆興らは里長洪永貴・老人黃堂に調停を求め、還文書を立て、以後忠實に服役し物品を供出することを誓約。	立文書吳福祖等十一名

④正徳一五(一五二〇) 祁門縣	六都善和里程氏の五大分が所有する青眞塢の山林を、各族人が奴僕に亂伐させる。	青眞塢の山林を五大分の衆業とし、合同文書を立て族人や奴僕の盜伐を禁約する。	立合同文書人程旺等三七名	
⑤嘉靖五(一五二六) 祁門縣	李樑と房弟の李祥が共有する佃僕の庄基と使役權を、樑の不在中に祥が族人に盜賣。	李樑の告訴を受け、祁門知縣は李祥に價銀十六兩の支拂いを命じ、板責二十を加える。	(李樑の具告を承け知縣が給した執照)	
⑥嘉靖八(一五二九) 祁門縣	十一都の黃氏は李氏の佃僕から富裕となったが、黃斑が李三學に叱罵され訴訟となる。	官府は審理の結果、依然として李・黃兩家の主僕の分を維持すべきことを命じる。	(田鄰報數結狀)	
⑦嘉靖二四(一五四五) 不詳	佃僕林昭が、看守する山林を他人に盜伐され、主家にこれを報知せず。	主家は林昭の放逐を圖るが、林昭は人を介して還文約を立て、山林の忠實な看守を誓約。	なし	
⑧嘉靖二六(一五四七) 歙縣	溪南吳氏の地僕葉積回らが、無斷で河川に碣を設け、さらに水碓を造り訴訟となる。	吳氏の一族が合議し、族産である墓山を三百兩で族人の有志に賣却し、訴訟費用を調達。	衆立吳眞錫等十九名	
⑨嘉靖三五(一五五六) 不詳	佃僕吳廷康が、妻の柩を無斷で房東の山地に埋葬し、房東の宗祠が縣に告訴。	吳廷康は中人を介して還文約を立て、代償として毎年一日宗祠で服役することを誓約。	立文書人吳廷康	
⑩嘉靖三六(一五五七) 祁門縣	十西都謝氏の佃僕馮初保の次男で、房東謝社右の家僕となった德兒が、主人に背き妻子とともに逃亡。	房東が里長謝香に狀投。堂叔の仲介により、初保は謝氏の宗祠から舊主への贖身銀を得て、宗祠の奴僕となる。	立還文約僕人馮初保・同男馮德兒・中見堂叔馮貞保	

⑪嘉靖三九(一五六〇) 祁門縣	十六都倪氏の佃僕たる十西都の汪南らが、房東倪象の葬儀に際し出頭して服役せず。	汪南らは房東の族長に調停を依頼し、還文約を立て婚禮・葬儀・清明節の應役を誓約。	立還文約人汪南等・房東族長倪友乾等
⑫隆慶二(一五六八) 不詳	吳氏の宗祠の佃僕鮑佛祐が、租佃する房東の墳山で、墓林の松木を盜伐。	吳滿が里長に投じ、鮑佛祐は原立の禁約により責罰を受け、伏約を立て墳山から退佃。	伏約人鮑佛祐
⑬隆慶五(一五七一) 祁門縣	佃僕汪乞付らが、房東の山林を買って伐採する際、鄰接する他の房東の山林を誤伐。	中人江壽らの仲介により、汪乞付らが還文約を立て、房東汪于祚に木價を賠償。	立還文約佃人汪乞付等・中見人江壽
⑭萬曆元(一五七三) 祁門縣	縣城の汪東海の佃僕たる一都華橋の金二らが、看守する房東の墳山で松木を盜伐。	金二らは中人王周保の仲介で還文約を立て、忠實に墳山を看守・栽養することを誓約。	立還文書人金二等・中人王周保
⑮萬曆四(一五七六) 祁門縣	汪氏の佃僕たる陳春保ら一族の祖墳の傍に、族人の陳香が盜葬を行う。	里長たる房東の仲介により、陳香が族衆に銀一兩を償い、族衆は合同文約を立て、祖墳の侵害を禁ずる。	立合同人陳春保等十名・房東汪□貢
⑯萬曆五(一五七七) 祁門縣	十西都安山の佃僕朱鈿が、主家に背き妻子を連れて逃走するが、主家に捕捉される。	朱鈿は中見人を介して限約を立て、應役の年分までに歸還し、服役することを誓約。	立還限約朱鈿・中身保人謝鳳保
⑰萬曆一〇(一五八二) 祁門縣	五都洪氏の佃僕胡勝保ら一族の祖墓に、族人の胡寄兄弟が母の柩を盜葬し、阻止する一族を縣に訴え出る。	胡寄らはいったん敗訴するが再び訴えを起こし、胡氏一族は房東洪氏に投狀し、裁判の主持を求める。	投狀人胡勝(保)等

⑱萬曆一〇(一五八二) 祁門縣	五都洪氏の佃僕朱福元らが、外地で商賣に出て、主家の冠婚葬祭に出頭して服役せず。	朱福元は族人の仲介で還文書を立て、無斷で他處に移らず忠實に服役することを誓約。	立還文書僕人朱福元等
⑲萬曆一〇(一五八二) 休寧縣	環珠里の張椿らの「逆僕」徐長保らが、僕人身分からの離脱を圖り巡按御史に訴える。	御史の指示で徽州府が審理。張氏一族は族產の田地を十八兩で賣却し、訴訟費用を調達。	立契人張椿等・中見人張子陵等
⑳萬曆一一(一五八三) 休寧縣	十二都汪氏の僕人朱法らが、家主の命に服さず衆を糾合して反抗し、家主が縣に告訴。	知縣の命により、僕人らが法廷で連名の戒約を立て、忠實に家主に服役することを誓約。	具連名戒約僕人朱法等二十二名
㉑萬曆一一(一五八三) 祁門縣	五都洪氏の佃僕胡乞保らが、房東に通知せず、墳山に母の柩を盜葬する。	房東が縣に狀告。胡乞保らは老人・里長の調停により還文約を立て、柩を他處に移す。	立文人胡乞保等・老人謝福・里長洪堅・中見葉大千
㉒萬曆一二(一五八四) 祁門縣	五都洪氏の佃僕許龍らが、房東への服役を拒み、洪氏が縣に告訴。	許氏は里長に調停を求め、還文約を立て房東の婚姻・葬祭に際し忠實な服役を誓約。	不明
㉓萬曆一三(一五八五) 不詳	洪氏の佃僕で、冠婚葬祭時の奏樂に當たる樂僕の汪社らが、主家を離れて應役せず。	汪社らは里長の仲介により還文約を立て、主家にあって忠實に應役することを誓約。	立還文約人汪社等
㉔萬曆一三(一五八五) 不詳	佃僕胡安乞らが、租佃する房東汪于祐らの山林の杉木多數を、他人に盜伐される。	胡安乞らは中人の調停により還文約を立て、忠實に山林を栽養・看守することを誓約。	立還文約佃人胡安乞等・附鄰佃人林記龍

㉕萬曆一五(一五八七) 祁門縣	十五都奇峰の鄭氏の佃僕許文多らが、佃僕身分を認めず祁門縣に告訴し、さらに南京の屯院へ上訴。	屯院の指示で祁門縣が再審理。佃僕身分解消のためには、鄭氏の田地からの退佃・房屋からの退去が必要とする。	(祁門縣の斷語・屯院の批語・祁門縣の審語)	
㉖萬曆一六(一五八八) 祁門縣	十四都の佃僕洪三保らが、租佃する房東謝敦本堂の山林で杉木を盜伐。	房東が洪三保らを捕らえ、三保らは中人を介して還文約を立て、山林の看守を誓約。	立還人洪三保等・中見人汪三保	
㉗萬曆一八(一五九〇) 祁門縣	五都洪氏の佃僕胡喜孫らが、看守する洪氏の墳山の樹木を盜伐。	胡喜孫らは洪氏に赦免を求め、還文約を立て木價を賠償し、忠實な墳林の看守を誓約。	立約僕胡喜孫等・中人牟世隆	
㉘萬曆一八(一五九〇) 祁門縣	奇峰鄭氏の佃僕汪乞祖が、租佃する田地の佃權を賣却し、無斷で他家の庄地に移住。	鄭氏が里長・地鄰等に狀投。汪乞祖は里長の調停により、賣却した佃權を買い戻し、長男が租佃することを誓約。	汪乞祖・承領長男汪興・甲長鄭神等・里長倪振等・地鄰康十保等	
㉙萬曆二四(一五九六) 祁門縣	奇峰鄭氏の祖墓を看守する佃僕汪乞龍らが、房東による妄行に堪えず浮梁縣に逃居。	鄭氏の四大房が合同文約を立て、族人が守墳の佃僕に對し妄行を働かないことを誓約	不明	
㉚萬曆二六(一五九八) 祁門縣	奇峰鄭氏の佃僕である十六都の鄭秋保が、房東の宗祠の穀物を竊盜。	房東が十六都の里長に狀投。鄭秋保は還文約を立て、穀價を賠償して庄屋に居住を許される。	立還文約人鄭秋保(他の署名者は不明)	
㉛萬曆三〇(一六〇二) 祁門縣	六都の佃僕方正保が、無斷で墳山に母を埋葬し、鄰接する房東程仙の山界を侵す。	房東が事情を知り、方正保は中人を介して還文書を立て、忠實な應役を誓約。	立還文書人方正保	

㉜萬曆三二(一六〇四) 祁門縣	五都洪氏の祖墳を看守する佃僕胡喜孫らが、墳山の松木を掘り動かして損傷。	房東は初犯として告訴せず、胡喜孫らは還文書を立て、罰銀を納めたうえ松木を保全。	立還文書僕人胡喜孫等
㉝萬曆三二(一六〇四) 休寧縣	程氏三大房の祖墓周囲の墳林で、程氏の僕人らが守山人の栽養する柴や篠竹を盜伐。	程氏の三大房が禁約合同を立て、各房の僕婢や族人が柴篠を盜伐することを禁じる。	立禁約合同人程法等
㉞萬曆三三(一六〇五) 祁門縣	五都洪氏の佃僕たる胡勝保ら四大房が、洪氏の族人が生員として入學する際、出頭して應役せず。	胡氏の四大房が宥しを乞い、還文書を立て、毎年清明節のほか、洪氏の入學・納監・科貢時の應役を誓約。	立還文書僕人胡勝保等十六人
㉟萬曆三五(一六〇七) 祁門縣	奇峰鄭氏の墳山を看守する佃僕倪運保が、墳林を盜伐したうえ、抗議した房東に暴行し、鄭氏が祁門縣に告訴。	知縣は倪運保に杖罰を加え、運保は木價を賠償のうえ還文約を立て、忠實に墳墓を看守することを誓約。	立還文書人倪運保・中見人康京祥等
㊱萬曆四〇(一六一二) 祁門縣	吳氏の僕人たる汪新奎らの族人が、吳氏の葬祭に際し酒を飲んで放恣無禮をはたらく。	吳氏の族人が吳氏各門の主公に訴え、汪新奎らは還文書を立て、忠實な應役を誓約。	立還文書僕人汪新奎等 中見家主吳應祖等
㊲天啓元(一六二一) 祁門縣	奇峰鄭氏の佃僕許尙富らが、自ら住屋を造って佃僕身分からの離脫を圖り、鄭氏が祁門縣に告訴。	祁門縣は許尙富らが鄭氏の土地を離れ、田地から退佃しない限り、佃僕身分は解消されないと判決。	(署祁門縣事休寧縣主簿の審語)
㊳天啓四(一六二四) 祁門縣	汪尙黨らの佃僕李新柯が、十五都の鄭九が李家の墳木を侵伐したと祁門縣に告訴。	知縣は房東汪氏らの供述により、李新柯の訴えを誣告と認め、杖懲を加える。	(祁門知縣の審語)

㊴天啓五(一六二五) 祁門縣	十三都石溪康氏の佃僕黄時龍が、房東に背いて庄屋を離れ、他主の庄地に投じる。	黄時龍は中人の仲介により還文約を立て、庄屋に戻り忠實に服役することを誓約。	立還文約佃人黄時龍・中見一甲凌應文
㊵天啓五(一六二五) 祁門縣	佃僕康具旺らが、山林の柴木を買って炭を焼く際、誤って房東の林木を炭に焼き賣却。	康具旺らは中人の仲介により文約を立て、木價を賠償して山林の栽養を誓約。	立約人康具旺等
㊶天啓五(一六二五) 祁門縣	五都洪氏の佃僕胡夢龍らが、原立の應役文書に遵わず房東洪氏に叛逆。	胡夢龍らは叔の胡法らの仲介により宥しを乞い、還服義文書を立て忠實な應役を誓約。	立還服義文書僕人胡夢龍等・叔胡法等
㊷天啓六(一六二六) 祁門縣	五都洪氏の佃僕陳社魁が、祕かに洪氏の祖墳近くに祖母の柩を假埋葬し、侵葬を圖る。	洪氏が保甲の饒宗仁らに投じ、陳社魁は保甲の調停により還文書を立て、柩の改葬と應役を誓約。	立還文書僕陳社魁等・中見保長饒宗仁・甲長畢天浩他
㊸天啓年間 不詳	佃僕許興付が租佃する房東の田地で小麥の植え附けが遲れ、收穫量が租額に達せず。	房東が里長に訴え、許興付は文約を立て、毎年大麥を植え、耕作に務めることを誓約。	不明 (不平鳴稿序)
㊹天啓四～崇禎二 (一六二四～二九) 休寧縣	七都の余氏が潘氏から庄屋と佃僕を買うが、のち潘氏が佃僕の余氏への應役を阻み、余氏が祁門縣・徽州府に告訴。	一旦は訴訟が決着するが、のち再燃し、余氏は徽州府から南京の屯院へ上訴。最終的には佃僕が余氏に服役し決着。	
㊺崇禎六(一六三三) 不詳	佃僕汪分龍の男子が、房東の山地の松木を盜伐し炭を焼く。	房東が盜伐を責め、汪分龍は承佃約を立て、山地を租佃し松木を栽養することを誓約。	立承佃庄人汪分龍・見親胡付應等

㊻崇禎八(一六三五) 不詳	僕人胡四郎が、酒に酔って家主に対して非禮をはたらく。	胡四郎は親人六十俚らの調停で家主に謝罪し、戒約を立て以後放恣のないことを誓約。	立戒約僕人胡四郎等・憑里長汪文玘・保長汪尙仁・親六十俚等	
㊼崇禎一三(一六四〇) 不詳	佃僕李法壽らが、房東の山林で杉・松を盗伐。	李法壽らは還長養文約を立て、以後盗伐を行わず、山林を長養・看守することを誓約。	立還文約李法壽等	
㊽崇禎一四(一六四一) 休寧縣	僕人汪春陽が、家主に無斷で弟を伯父汪新志の養子とし、これを責めた家主と爭論。	汪春陽は親族知友の調停により、甘罰戒約を立て謝罪し、家規の遵守を誓約。	立(甘)罰戒約人汪春陽・憑親友程繼高等	
㊾崇禎一六(一六四三) 不詳	謝氏の八房の佃僕朱姓一族が應役負擔の增加や主家の虐待により庄地から移住・逃亡。	謝氏の八房が合文を立て、朱姓一族の使役權を八等分し、佃僕の應役義務を確定。	立分析火佃合文謝良善等	
㊿崇禎一七(一六四四) 休寧縣	程氏の「逆奴」一貫父子が、秋報の祭祀に當たり爭い、一貫らが先に府縣に訴え出る。	程氏一族が合議し、族產たる田地の收租權を族人に銀八兩で賣り、訴訟費用を調達。	賣契(人)程元生等十二名	
(51)弘光元(一六四五) 祁門縣	程氏の佃僕葉毛乞が、母親を墳山に埋葬する際、境界を越え程氏の山地を侵占。	葉毛乞は中人を介して還文書を立て、柩を改葬するとともに忠實な應役を誓約。	立還文書人葉毛乞・見房東程和卿等	
(52)弘光元(一六四五) 不詳	胡氏の五大房が所有する庄田で、族人の一部が庄基と佃僕の使役權を他姓に賣却。	族衆は祀銀により庄基と使役權を買い戻し、禁約を立て他姓への賣却を禁じる。	立禁約五大房(胡)應曙等七十人	

〔出典〕

①②⑦ 劉和惠「初探」、〈明代徽州農村社會契約內容簡表〉三一頁所引の安徽省博物館所藏文書

③ 註(24)參照

④ 註(17)參照

⑤ 「嘉靖五年祁門李楩懇請執照以保家業呈文」(『契約文書』二卷三二頁)

⑥ 葉顯恩『佃僕制』二七二頁に紹介する、安徽省圖書館藏『田鄉報數結狀』

⑧ 註(73)參照

⑨ 「嘉靖三十五年吳廷康應役文約」(『契約文書』二卷二四六頁)

⑩ 註(26)參照

⑪ 註(34)參照

⑫ 「隆慶二年鮑佛祐因盜伐甘罰文約」(『契約文書』二卷四一〇頁)

⑬ 註(61)參照

⑭ 註(20)參照

⑮ 註(36)參照

⑯㉑ 魏金玉「皖南」一七〇～七一頁・一七三頁に引く經濟研究所所藏文書

⑰ 註(38)參照

⑱ 註(25)參照

⑲ 「萬曆十年休寧縣張椿等賓族田紅契」(『會編考釋』七二三)

⑳ 註(43)參照

㉒ 劉和惠「明代徽州佃僕制考察」五頁に引く『洪氏謄契簿』

㉓ 註(74)參照

㉔ 南京大學歷史系藏「明嘉靖—清宣統民間佃約(〇〇〇八〇)

㉕㊲ 註(51)參照

㉖ 「萬曆十六年祁門洪三保等立還文約」(『契約文書』三卷二〇九頁)

㉗㉜ 魏金玉「皖南」一六六～六七頁・一六七～六八頁に引く、安徽省博物館藏『洪氏謄契簿』

㉘㉚ 劉和惠「補論」五五頁に引く『明天啓鄭氏謄契簿』

㉙ 註(78)參照

㉛㊶ 韋有義『明清及近代農業史論集』三六七・三六八頁に引く『祁門程姓置產簿』

㉝ 註(21)參照

㉞ 傅衣凌「側面」二～三頁に引く文化部文物局所藏文書

㉟ 註(48)參照

㊱ 註(35)參照

㊳ 『順治祁門汪氏抄契簿』(『契約文書』二編、四卷一一七頁)

㊴ 劉重日・武新立「研究封建社會的寶貴資料——明清抄本《租底簿》兩種」(『文獻』一九八〇年三期)一五四～一五五頁に引く、祁門康氏『各祠各會文書租底』

㊵ 註(63)參照

㊶ 魏金玉「皖南」一六九～七〇頁に引く中國歷史博物館所藏文書

㊷ 傅衣凌「側面」一三～一四頁に引く文化部文物局所藏文書、また「祁門縣僕人陳社魁等立限約(『資料叢編』一集四六〇～

六一頁）参照

㊸ 韓恆煜・李斌城「中國封建社會的佃農有甚麼樣的人身自由？」（『歷史研究』一九六五年六期）六〇頁に紹介する、北京師範大學歷史系所藏文書

㊹ 註(83)参照

㊺ 註(64)参照

㊻ 「崇禎八年胡四郎戒約」（『契約文書』四巻三八二頁）

㊼ 「崇禎十三年李法壽等立還文約」（『契約文書』四巻四五六頁）

㊽ 註(27)参照

㊾ 註(81)参照

㊿ 『雍正休寧程氏置產簿』（『契約文書』二編六巻二二八頁）

(52) 劉重日・曹貴林「明代徽州庄僕制研究」八三頁に引く、歷史研究所所藏文書

三　佃僕・奴僕をめぐる紛爭の諸相

ここではまず、前節でリストアップした五十二例の紛爭を概括的に整理しておこう。まず紛爭事例を縣別にまとめてみると、祁門縣が二十九例と六割近くを占め、ついで休寧縣が五例、歙縣が二例、縣名不詳が十六例となる。祁門縣の事例が特に多いのは、紛爭・訴訟關係の明代文書に共通する傾向であるが、くわえて祁門縣の特定の宗族をめぐって、多くの事例が殘されていることも大きい。すなわち五都樟塅村の洪氏と、その佃僕をめぐる紛爭は計十例にのぼり、特に佃僕胡氏一族にかかわる紛爭は七例を數える。[14] また十五都奇峯村の鄭氏と、その佃僕とをめぐる紛爭も六例にのぼっている。

また紛爭當事者を佃僕・奴僕にわけると、大部分が佃僕にかかわる紛爭と考えられ、あきらかに奴僕と主家との紛爭と判斷されるのは三例にすぎない（⑳・㊻・㊽）。他に佃僕と奴僕の双方が關わる紛爭が二例（④・㉝）ある。このほか單に「逆僕」とのみあって佃僕か奴僕か定めがたいケースが二例あるが（⑲・㊿）、內容的にみておそらく佃僕ではないかと思われる。

ついで文書の種類について見ると、佃僕が立てた還文約や還文書がもっとも多く、計二十二件にのぼる（①・②・③・⑦・⑩・⑪・⑬・⑭・⑱・㉑・㉓・㉔・㉖・㉚・㉛・㉜・㉞・㊱・㊴・㊷・㊼・(51)）。また佃僕や奴僕が立てた、戒約・伏

約・還限約などその他の文約や文書類が計十一件あり（⑨・⑫・⑯・⑳・㉒・㉗・㊵・㊶・㊸・㊻・㊽）、主家ないし佃僕の族人一同が合議して立てた合同や禁約・議約なども七件を數える（④・⑧・⑮・㉙・㉝・㊾・㊷）。さらに主家と佃僕との間の、または主家どうしの訴訟文書や訴訟案卷が七件（⑤・⑥・㉕・㉟・㊲・㊳・㊹）あり、その他には佃僕が立てた承佃文書が二件（㉘・㊺）、主家の族人一同による賣田契が二件（⑲・㊿）、佃僕の主家への投狀が一件（⑰）となる。

以下ここからは紛爭の具體的內容について檢討しよう。紛爭事例によっては、いくつかの原因が重なって生じたり、いくつもの爭點が輻輳して現れることも多いが、ここではもっとも主要と思われる事由にしたがって大きく七つに分類することにしたい。

(a) 山林の盜伐

徽州の地主・富民や有力宗族の多くは廣大な山林を所有し、墳山やそれに連なる龍脈を除いた「山場」といわれる地帶で、杉木（廣葉杉）を中心とする林業經營を展開していた。(15) 山林經營に當たっては雇用勞働や一般農民による租佃もおこなわれたが、特に山地の近くに庄地を建て、佃僕に山林の栽養や看守を委ねることが多かった。

佃僕などの山林租佃者は、まず杉や松などの苗木を植え（栽苗）、充分に成長するまで育てた（長養）。この間租佃者は山地に雜穀を植えたり柴を採って、その收益（花利）によって生活を支える。二、三十年して林木が成長すると、全體の三～五割程度を「力分」として得、のこりを「主分」として山主にわたした。一例として、南明の弘光元（一六四五）年、徽州某縣の佃僕朱成龍が主家の山林を租佃した際には、初年度には杉の苗木を植えるとともに粟を栽培し、二年目にゴマを植えて收穫の三割を山主に納め、杉の成長後は三割を力分として得ることを約定している。(16)

さて山林をめぐる主家と佃僕との紛爭としては、まず佃僕が主家の山林で杉や松などを盜伐したり（②・㉖・㊼）、主家の山地の杉を誤って伐採する（⑬）などのケースがあり、いずれも還文約を立てて、謝罪のうえ木價の賠償、山林の看

守などを誓約している。また主家の山地でひそかに柴を採り紛争となることもあった（㊵・㊺）。くわえて山林を租佃する佃僕は、盗伐や火災のないように山地を看守する必要があったが、林木が盗伐された際、ただちに主家に報知しなかったとして、還文約を立て謝罪した事例もある（⑦・㉔）。

さらには主家の族人やその奴僕が盗伐をおこなう場合もあった。たとえば祁門縣善和里の程氏は、青眞塢の山地に庄地や田地をおいて、佃僕に山林を栽養・看守させていた。ところが族人が自らの奴僕に勝手に樹木の亂伐や柴刈りをさせ、山林が荒廃したため、正徳十五（一五二〇）年、程氏の各房は合同禁約を立て、山林を共有の族産とし、盗伐者には罰金を科し、無斷で柴刈りや雜穀の栽培をした奴僕は處罰することを議定している（④）[17]。ところが實際には、その後も程氏の族人の奴僕のなかには、徒黨を組んで盗伐をおこない、雜木は柴薪とし、大木は賣り拂って飲み代に變え、看守する佃僕が抗議すると毆りつける者があったという[18]。宗族組織に屬する佃僕と、個々の族人に屬する奴僕との關係の一端が窺われよう。

(b) 墓林・蔭林の盗伐

徽州の宗族やその支派は、各地に始祖以下の墳墓を所有し、しばしばその近くに庄屋を設け、佃僕などを住まわせて、墓前での獻燈や燒香・墳墓の看守や清掃・墓田の耕作・墳墓に附設された房屋の管理・主家の族人が墓參するときの供應などに當たらせていた。また墳墓のまわりの樹林（墓林）や、墳墓に連なり龍脈が走るとされる尾根の樹林（蔭林）は、杉や松の植林された「山場」とはことなり、風水を保護するためにかたく伐採を禁じられていたが、こうした墓林や蔭林の栽養・看守も佃僕らの任務であった[19]。

上表で示した主僕紛争のなかで、このような守墳の佃僕が、墓林や蔭林の樹木を盗伐し、還文約などを立てて謝罪・賠償したケースが五例にのぼる（⑫・⑭・㉗・㉜・㉟）。一例として、祁門縣一都華橋の金二らは、縣城に住む汪東海の佃

僕となり墳墓を看守していた。ところが萬曆元（一五七三）年、金二らはひそかに墳山で松木を盗伐したため、中人の王周に託して還文約を立て、謝罪のうえ木價を賠償した。そして墳山の樹木を忠實に看守し、墳墓周邊の山場では、元來の租山約のとおりに林木を栽養することを誓約したのである（⑭）[20]。なおこのほか、主家から給與された墳墓の樹木が侵伐されたとして、佃僕が知縣に訴え出た事件もある（㊳）。

墓林や蔭林であっても、雜木や小枝から柴を採ったり、篠竹を刈ることは認められていた。休寧縣の程法らの一族が共有する墳山においても、守山人（おそらく佃僕であろう）に墓林を栽養させるとともに、柴や篠竹を採ることを許し、清明節にその租銀を納めさせ、族人の墓參の費用としていた。ところが族人の奴婢たちが、しばしば柴や篠竹、松葉などを盗み採ったため、守山人はその收益が得られなくなってしまった。このため程氏の三大房は禁約合同を立て、奴婢や族人による盗み刈りを嚴禁し、佃僕がこれを發見すれば、鉈を奪って天秤棒や柴籠をたたき割ることまで許している（㉝）[21]。

(c) 墳墓への盗葬

「葬主山」は、佃僕身分を構成する三條件の一つであり、土地を持たない農民の死後、子孫が地主から墳地を給付され、その代わりに應役義務を負い、しだいに佃僕身分に變じてゆくこともあった。また佃僕が死去すると、その子孫は主家に墳地の給與を願い、あらためて應役文書を立て、佃僕身分と應役義務を繼承した。

佃僕の母や妻が死去した場合も、やはり主家に通知して墳地に埋葬する許しを求める必要があったが、この際ひそかに柩を主家の山地に盗葬したり（⑨）、主家の墳山で假埋葬を圖ったり（㊷）[22]、埋葬の際に主家の山地を侵占するなどして（㉛・㊿）、紛爭が生じることがあった。このほかに主家から與えられた佃僕一族の祖墳に、一部の族人が盗葬を圖ったとして、他の族衆が主家に訴えたり、地方官に告訴した事件も三例起こっている（⑮・⑰・㉑）。

(d) 應役義務の不履行

「種主田・住主屋・葬主山」が佃僕身分を構成する基本要素とすれば、主家に對する應役義務は、佃僕を一般の佃戸から區別し、「主僕の分」の存在を示すもっとも明確な要件である。佃僕はふだんは庄地において田地や山林の耕作に當たっていたが、主家に冠婚葬祭や行事・祭祀などがあれば、出頭して服役する義務があった。たとえば婚禮や各種の行事・祭祀のときには、轎を擔ぎ、荷物を運び、酒席を整え、祭壇や戲臺を造り、葬儀の時には柩を運んで埋葬した。また族人の地方學への入學や科擧受驗に隨從し、主家の農業經營や商業活動にかかわるさまざまな役務にも從った。さらに守墳の佃僕は墳墓の管理・看守や、主家の墓參時の供應に、祠堂の佃僕は堂内の管理や清掃、燒香や獻燈にあたり、樂器の吹奏を任とする「樂僕」など、もっぱら特定の職務にしたがう佃僕もあった(23)。

このような應役義務の不履行に關する紛爭は、全部で七例を數え、いずれも佃僕が還文書などを立て、謝罪のうえ忠實な應役を誓約している。たとえば弘治十四(一五〇一)年には、歙縣の譚渡黄氏の墳墓を看守する佃僕吳福祖らが、清明節の墓參のときに出頭して服役せず、黄氏はこれを告訴しようとした。このため吳福祖らは里長・老人に調停を依頼し、ふたたび應役の不履行があれば、罰として米五石を祠堂に納め、責板八十を受ける旨を誓約している(③)(24)。

このほかにも佃僕が主家の葬儀や地方學への入學に際して服役しなかったり(⑪・㉞)、「樂僕」が應役を果たさなかったり(㉓)、その他なんらかの應役義務を履行しなかったとして紛爭が生じた例もあるが(㉒・㊶)、ここではこの種の還文書の具體例として、萬曆十(一五八二)年の「(祁門)朱福元立還文書」(⑱)(25)を擧げておこう。

五都洪氏六房庄僕朱福元・同朱遲富・廷保等、原身等始祖朱美德、係六房主買討、長大蒙與婚配。後因人衆、又蒙將地造屋與住、山與葬祖、歷代應付洪主、至今並不敢違抵拒。爲因福元向擅往外買賣、一應冠婚葬祭、俱未出身應付。今回不合不親應主、情虧、六房主人要行賫文理治背義。身托族人等、立還文書、懇　主兗行告治。嗣後遵文、一應冠

婚葬祭服侍、不敢有缺及背逆抵拒等情。如違、聽　六房主責罰、倘恃頑不服、卽聽賫文告理、準背逆論。身等各房子孫、亦不敢擅離庄屋私搬他處住歇。或因求趁、搬帶家小、開店住歇、必須稟過　洪主準許、方敢携帶。如不準許、不敢致違。如違、亦准背逆逃走論、立還文書爲照。

萬曆十年二月二十一日立還文書僕人朱福元　朱遲富　朱廷保

依口代筆朱世隆

祁門五都洪氏の佃僕朱福元らは、始祖が洪氏に身賣りして妻を與えられ、子孫が增えるにつれ庄屋や墳墓も給付されて、代々佃僕として洪氏に服役してきた。ところが朱福元は無斷で外地に赴いて商賣をし、主家の冠婚葬祭にまったく出頭せず、洪氏は應役不履行として彼を訴えようとした。このため朱福元らは族人に仲介を依頼してこの還文書を立て、今後冠婚葬祭の際には忠實に應役し、違反すれば「背逆」の罪に甘んじ、かつ朱氏の各房の子孫は無斷で庄屋を離れず、商賣のため妻子を連れて外地に赴くときは、かならず主家の許しを求め、從わなければ「背逆逃走」の罪を受けることを誓約したのである。佃僕の應役不履行が、往々にして生計のための外地への移住や商業活動を背景としていたことが認められよう。

(e)　佃僕の逃亡・佃僕の使役權爭い

上述のように、佃僕は無斷で庄地を離れて移住することを禁じられ、庄地が賣買ないし均分相續されると、その使役權も移轉あるいは分割された。しかし十六世紀以降、社會移動や人口流動の全般的な活潑化のなかで、佃僕の逃亡や移住もしだいに顯著になってゆく。

佃僕や奴僕の逃亡に關する紛爭は計五例を數える。たとえば祁門縣十西都の謝氏の佃僕馮初保は、次男の德兒を主家の謝社右に身賣りして奴僕としたが、のち德兒は妻子を連れて逃亡し、嘉靖三十六（一五五七）年になって歸ってきた。謝

祉右は馮初保らを里長に訴え、身賣りの際に支拂った銀兩の返還を求めたため、初保は謝氏の宗祠である敦本堂に泣きついて贖身銀を工面し、德兒が敦本堂に屬する謝氏の三大房に子々孫々服役することを約定している（⑩）[26]。

このほかにも佃僕が生活苦から一家をあげて逃走したり（⑯）、ひそかに庄屋を離れて他の庄地に投じた例（㊴）もあり、いずれも還文約などを立て、庄屋に戻って服役することを誓約している。また墓田を耕作する佃僕が、その墓田を賣り拂って他の庄地に投じたり（㉘）、守墳の佃僕が逃亡したため、主家の一族が合同文約を立て、佃僕を虐待しないよう議定することもあった（㉙）。

また同族が共有する庄地や佃僕（の使役權）を、他姓に賣却することは一般に禁止されており、族人の一部が同族共有の庄地や佃僕を、ひそかに他姓に賣却したために紛爭となったケースもある（⑤・㊶）。さらに二つの宗族が、さきに賣買された佃僕の使役權をめぐって爭った、大規模な訴訟案件も殘されている（㊹）。明末には佃僕の使役權が均分相續によって細分化されたり、賣買によって複雜化する傾向があり、この種の紛爭も生じがちだったのであろう。

(f) 主家への非禮・反抗、佃僕身分からの離脫

周知のように、明末清初には華中南を中心とする各地で多くの「奴變」が頻發したが、明末段階の徽州では、なお大規模な奴僕叛亂は發生していない。しかしこの時期の文書史料からは、散發的な主家への非禮や反抗が三例確認される。うち二例は、酒に醉った奴僕や佃僕が主家に非禮をはたらいたという單純なケースであるが（㊱・㊻）、もう一例は二十二名の奴僕が集團で主家に反抗したという、かなり重大な訴訟案件であり（⑳）、主家と佃僕・奴僕との對立が、潛在的に深刻化していたことを暗示している。また紛爭の過程で佃僕が主人を毆打したり罵倒したケースもいくつかある。

さらに佃僕が「主僕の分」からの離脫を求めて訴訟になったケースも四例を數え（⑥・⑲・㉕・㊲）、うち三例は府縣にとどまらず御史にまで上訴された大がかりなものであった。この種の訴訟は、佃僕身分の成立の根據そのものを爭點と

するものとして興味深く、第五節であらためて詳しく検討することにしたい。

(g) その他の紛争事例

まず田地の租佃問題を主要な争點とする紛争は、山林關係の紛争にくらべ少なく、佃僕が租佃する主家の田地で、小麥の植え附けが遲れて規定の田租を拂えなかったため、以後は大麥を時期どおりに植えて耕作に務めることを誓約した一例があるにすぎない(43)。ただしこのほかにも、田租の未拂いが佃僕身分からの離脫をめぐる訴訟の契機となるなど(37)、いくつかの紛争で田地の租佃問題が争點のひとつとなっている。さらに佃僕が賃借する住地の垣根を勝手に取り拂ったり(①)、主家の宗祠の穀物を竊盜した(30)といったケースもあり、水碓などの水利問題をめぐる訴訟も起こっている(⑧)。

最後に佃僕の承繼に關する一例の紛争を擧げておこう。崇禎三(一六三〇)年、某縣汪氏の奴僕汪新志は、汪氏の佃僕の子である汪正陽を贅婿にとって繼嗣としたが、崇禎十四(一六四一)年、主家に無斷でさらに甥の福陽をも養子とした。これを知った主家は、主家に無斷で承繼を行ったとして、福陽の兄春陽を告訴しようとした。このため春陽は親戚知友に調停を求め、甘罰戒約を立てて謝罪し、また正陽もあらたに應主文約を立て、福陽と家產を均分し、兩人が主家に忠實に服役することを誓約したのである(48)[27]。このように佃僕や奴僕の承繼には主家の承認が必要であり、その際に佃僕はあらためて應役文書を立て、主僕關係と服役義務を確認した。かくして佃僕や奴僕が主家に投じたときに始まり、承繼・婚姻・埋葬・租佃・庄屋への居住、および主家に對する過犯等々があるたびに、佃僕・奴僕は應役文書や還文約などを立て、それが主僕關係の存在を示す證據として、主家のもとに代々蓄積されていったのである。

四　主家による佃僕の懲罰と紛爭解決

第二節の表に掲げた、佃僕・奴僕をめぐる五十二例の紛爭のうち、地方官に提訴されて訴訟となったのは計十五例（二八・八％）である。このうち八例は地方官が下した裁定によって一應の解決を見ているが、いったん裁定が下されたのち訴えが蒸し返されたケースもある。また三例では、知縣への告訴ののち里長や中人などの調停で和解が成立している。他の三例は「逆僕」との訴訟費用調達のため主家が立てた合同であり、訴訟の結果は不明である。

これに對し官に提訴されることなく、鄉村レヴェルで紛爭處理が圖られた事例は計三十七例（七一・一％）を數える。このうち二十一例では里長や中見人などの調停や仲介によって和解が成立しており、四例では主家自身が紛爭の解決に當たっている。また七例では文書の文言上にはとくに調停・仲介者を記しておらず、その多くは主家と佃僕との談判によって決着したのではないかと思われる。このほかに佃僕や奴僕をめぐる紛爭やもめ事を契機として、主家の族人一同が立てた禁約や合同が五例あるが、その結末はよく判らない。

以上の五十二例のうち、地方官の裁定で決着した八例、紛爭の結果が判らない八例を除いた三十六例について、紛爭處理に關與した人物を整理してみよう。まず特に多いのは中見人（中人・見人）の十二例（三三・三％）と、里長の十例（二七・八％）である。このほかには佃僕の同族、および主家がそれぞれ四例（一一・一％）、老人・保甲・佃僕の姻戚・地鄰がそれぞれ二例（五・六％）となり、また調停・仲介者を記さないものが八例（二二・二％）を數える。(28)

里長や中見人の比率が高いのは、佃僕や奴僕をめぐる紛爭に限らず、明代後期の紛爭處理關係文書に共通する傾向であるが、當事者の同族や姻戚の比率はかなり低い。これに對し、調停・仲介者が明記されず、おおむね當事者閒の談判によって決着したと思われる事例は少なくない。おそらく主僕閒の紛爭では、概して當事者どうしの力關係が明確なため、第三者の調停や仲介を要さず、しばしば兩當事者の直談判によって決着に至ったのであろう。

さらに佃僕に何らかの過犯があった場合、主家によって「責板」（竹板による責打）などの懲罰が行われることもあった。文書史料にも佃僕が違約した場合の罰則として、「自ら責八十を受けることを願う」、「重責十板とす」などの處罰規定を記すものがあり[29]、いくつかの族譜に收める宗規・族約にも、佃僕・奴僕への懲罰規定が殘されている。たとえば婺源縣の『溪南江氏家譜』（萬曆刊本）所收の「祠規」では、まず太祖の「六諭」を敷衍するなかで、「佃僕・傭賃の人と雖も、亦た必ず一體にこれを待す、是を和睦鄉里と謂う」と、佃僕や傭工をも「和睦鄉里」の對象として認める。しかし後文では、佃僕が「或いは觸犯する有らば、これを祠正副に告げ、論ずるに名分の所在を以ってし、朴責して懲を示せ」として、佃僕に過犯があれば宗祠の祠正・祠副に訴え、主僕の名分を明らかにして「朴責」を加えて懲罰すべきことを定めるのである[30]。

また『休寧范氏族譜』（萬曆二十七年序刊本）に收める林塘派の「宗規」にも、村内に居住する「衆僕」のうち、「或いは力を恃みて互爭し、酗酒して事を生じ、同村里鄰を凌虐し、經過せる商販を詐欺する」者があれば、「該門の房主に送りて、卽ちに責戒し、以ってその後を儆せよ」と、身柄を所屬する門（林塘派内の分支）に送り、處罰すべきことを規定する。そして「若しその事、主僕の體統に關繫すれば、則ち力を合わせて禁治し、效尤するを致す無からしめよ。蓋し主僕の分の嚴なるは、徽に美俗と稱すればなり」として、「主僕の分」にかかわる事件であれば、范氏の族人をあげて對處せよと強調するのである[31]。また同書の「統宗祠規」にも、義男のなかに惡行をはたらく者があれば、「卽ちに諸を宗祠に鳴らし、會して官に呈送する」こととし、もし義男がみずから罪に服すれば、「本主は實情一紙を備具して祠約に投じ、各房の長は證明して、卽ちに畫知を爲して存照とせよ」と、主人が實情を記した狀紙を宗祠と鄉約に報じ、各房の長が事實確認すべきことを規定している[32]。

この種の懲罰規定のなかでも特に詳細なものとして、清代前期の『清河張氏族譜』（乾隆十七年序刊本）に收める、休寧縣などの張氏の「家規」がある。ここでもまず婢僕は「卑賤なると雖も、然るに皆な人の子なり、既に吾が家に供役すれ

ば、便ち當に恩養すべし」と述べるものの、それに續いて奴婢の非禮・反抗・妄言・抗辯・竊盜・喧嘩・姦淫・主命拒否・應役不履行・職務怠慢その他の過犯に對し、笞杖によるきわめて詳細な罰則を定めているのである(33)。

このように「主僕の分」が嚴しいことを美德とする徽州では、佃僕や奴僕に過犯があれば、祠堂や族内の分支(門・房)のもとで、嚴正に懲罰すべきことが強調されていた。ただし責板などの處罰は宗族規約に違反した主家の族人に對しても規定されることもあり、佃僕や奴僕に限ったものではない。またこうした懲罰規定が、どの程度まで施行されたのかはよく判らず、上揭の五十二例の主僕紛爭のなかでも、實際に主家が懲罰を加えたことを明示するものはない。多くの紛爭は謝罪や賠償によって決着したのであろうし、主家によりなんらかの懲罰が行われても、必ずしも文書上には明記しなかったのであろう。とはいえ佃僕が立てた應役文書や還文約には、佃僕が約定に違反した場合は、「不孝に准じて論ず」・「背逆に准じて論ず」・「叛逆を以って論ず」などと記すことも多く、奴僕のみならず佃僕も、主家の家父長的な秩序に組み込まれていたことを示している。

實際に佃僕による應役不履行や非禮などが、主家の宗族組織のもとで處斷されたケースもある。たとえば祁門縣十西都の汪南らの一族は、十六都の倪氏の佃僕であったが、嘉靖三十九(一五六〇)年、主家の葬儀に出頭して應役せず、倪氏は彼らを訴えようとした。このため汪南らは「房東の族長に托憑し」、その調停により還文約を立て、忠實な應役を誓約したのである(11)(34)。また萬曆十四(一六一二)年には、祁門縣の佃僕汪新奎らの族人が主家の祭儀のときに酒を飲み過ぎ、酔っぱらって狼藉をはたらいた。このため主家の族人が「各門の主公に理論」し、汪新奎らは「主家に到りて罪を待ったんことを願い」、舊規にしたがい忠實に應役することを誓約している(35)(36)。この場合は「主家に到りて罪を待つ」とあるように、主家においてなんらかの懲罰が加えられた可能性もあろう。

さらには主家が佃僕の一族内部で生じた紛爭の解決に乘り出す場合もあった。たとえば祁門縣の陳春保などの一族は、汪氏の佃僕であったが、萬曆四(一五七六)年、族人の陳香が主家から與えられた一族の祖墳にひそかに柩を埋葬した。

このため陳氏の四大房の族衆は、「房東・里長に憑りて、陳香をして謝墳銀壹兩を出さしめ、衆に與えて公用とし」、さらに房東の代書により合同文約を立て、各房の子孫が祖墳を侵害せぬことを誓約している(15)(36)。

同じように祁門縣五都の洪氏の佃僕であった胡氏においても、祖墳への盜葬をめぐって一族内部で訴訟が發生し、この過程で胡氏の族衆が主家に提出した、「投狀」が殘されている(17)(37)。

投狀人胡勝・胡住等、投狀爲懇求作主事。乞到房東府上山頭、歷葬墳無異、立還文書爲照。豈惡胡寄・乞保弟兄濟助、恃伊財力、正月內魆將母柩伐葬祖冢、害及存亡。衆幸風聞、投鄰急阻。惡毀捏棺攙〔毀棺捏讒?〕、縣張爺准、送南廳吳老爺、審惡涉虛、給身印照存證。今復隱情、朦朧捏造。伏乞當官作主、保存祖冢、剪刁安良、生死感恩激切。具投房東山主衆老官人施行

萬曆十年正月　日　投狀人胡勝　胡住　胡初　胡九

萬曆十（一五八二）年の正月、胡寄・胡乞保の兄弟が、胡氏一族が洪氏から與えられた祖墳に、無斷で母親の棺を埋葬した。族衆はこれを地鄰に訴え出たが、胡寄兄弟はかえって知縣に訴えを起こす。知縣の命を承けた典史の審理により、族衆の主張がみとめられたが、のち胡寄らはふたたび訴えを蒸し返した。このため族衆はこの「投狀」を洪氏に提出し、洪氏の名で縣に訴えを起こすことを懇願したのである。結果的に翌萬曆十一（一五八三）年、洪氏によって知縣に告訴された胡寄らは、やむなく里長・老人らに仲介を求めて還文約を立て、謝罪のうえ柩を他處に移している(21)(38)。

このように佃僕の主家は、祠堂や門・房などの分支のもとで、族内の主僕紛爭を解決し、あるいは佃僕どうしの爭いを調停し、場合によっては佃僕の「投狀」を受けて訴訟當事者ともなった。この種の「投狀」のほか、明末の徽州文書には、宗族の一員が族衆に對して、あるいは鄕村の住人が鄕約や里長に提出した「投狀」も殘されている(39)(40)。同樣に明代前期の里甲制下において、里民が老人や里長へ訴え出るときにも、「狀投」という表現が用いられている。明代徽州の鄕村社會における紛爭處理の枠組みは、「國家の裁判」と「民間の調停」という二つの類型だけでは充分に理解し得ない。官の

裁判と郷村の調停のあいだには、両者を仲介する老人・里長・郷約・宗族などが存在し、投状を受理して紛争解決や地方官の裁判への仲介に當たっていた。當時の紛争處理の枠組みは、地方官治と民間調停にくわえ、両者に介在する郷村組織や宗族などの相互作用や仲介機能を通じて形づくられていたといえよう。

五　主僕紛争と地方官の裁判

前述のように、五十二例の主僕紛争のうち、地方官に提訴された案件は計十五例（二九・四%）であり、うち八例が地方官の裁定によって一應の解決を見ている。本節ではこうした訴訟案件により、明清徽州の佃僕・奴僕制が、國法上の身分制度とどのように對應し、裁判の場でいかに扱われていたかを検討することにしたい。

まず高橋芳郎氏の研究により、明代における「奴婢」身分について整理しておこう。(41)『大明律』では、世襲の功臣の家を除き、庶民による「奴婢」の保有や奴婢の賣買は禁じられていた。(42)ただし官僚層による「奴婢」保有の是非については明文がなく、明律注釋書でも解釋が分かれている。むろん實際には庶民の家においても、「義男」・「義子」などの擬制的な家族員の形により、あるいは「雇工人」の名目で、事實上の奴婢がひろく使役されていた。こうした身分法上の混亂は、萬暦十六（一五八八）年の新題例によってひとまず整理され、主家が長年扶養し配偶者を與えた「財買の義男」は、子孫と同じ扱いで量刑し、扶養期間が短く配偶者も與えられていない場合は、士人や庶民の家では「雇工人」として、縉紳（現任・退職官僚）の家では「奴婢」に準じて量刑することになった。ただしこの段階でも、民間での「奴婢」保有を禁じた『大明律』の原則は、形式的にせよ維持されており、國法上民間での奴婢保有が公認されるのは、清代の雍正五（一七二七）年のことであった。

こうした國法上の身分制度が、現實の裁判の場でいかに適用されていたのかは必ずしも明確ではないが、以下に紹介する明末徽州の奴僕をめぐる二例の訴訟案件からは、その一端を窺うことができる。まず官僚層による奴僕保有にかかわる

案件として、萬曆新題例制定のわずか五年前、萬曆十一（一五八三）年には、休寧縣十二都の汪氏の奴僕である朱法ら二十二名が、「主公の約束に服さず、衆を糾して倡亂」し、汪氏は彼らを縣に告訴した。知縣は審問の結果、朱法らに「押令して堂に當たりて連名の戒約を寫立」させ、奴僕たちは永遠に主家の約束に從って服役することを誓約している(20)。(43)さらに翌三月、原任嘉定縣訓導の汪尙嗣と、汪氏の貢監生や生員四名は、連名で後日の證據となる執照（裁判の結果を記した證明書）の給付を願い出て、裁可されており(44)、汪氏は高官ではないものの「縉紳の家」であったことがわかる。ここで知縣は汪氏の奴僕保有になんの疑義も挾まず、奴僕の反抗を禁壓し忠實な服役を命じており、新萬曆新題例の公布以前から、少なくとも官僚層による奴僕保有は、自明のこととして認められていたと思われるのである。

さらに刑事的裁判において、民間で使役される奴婢がいかに量刑されたかを示す案件として、崇禎年間に歙知縣であった傅巖は、次のような判例を殘している。佃僕の汪三槐の妻である九弟は、小作料の欠少により地主の汪菊と爭いになり、汪三槐の母の春蘭は、嫁を守ろうとして汪菊と毆り合い、突き落とされて負傷し、數日後に死亡した。この事件を審理した傅巖は、春蘭は汪野の婢であり、汪野と汪菊は堂兄弟であったことから、「汪菊は合に緦麻親の婢を毆りて死に至るの律(45)に依り、徒に減ずれば、主僕の分は明らかにして、情節は允協なるに庶からん」と擬律したのである(46)。傅巖は女婢に對する傷害致死を、はっきりと「奴婢」律によって量刑しており、明末には縉紳・士庶を問わず、民間で使役される奴僕や婢女は、しばしば「奴婢」律によって量刑されていたことが推測されよう。

一方、明末徽州の地方裁判で、特有の佃僕身分はどのように扱われたのであろうか。むろん明代の國法上、「佃僕」なる法身分は設定されておらず、ある意味では問題は奴婢以上に微妙である(47)。まず刑事的な性格を持つ案件として、萬曆三十五（一六〇七）年の、祁門縣奇峯村の鄭權秀と佃僕倪運保との訴訟(35)(48)を檢討しよう。鄭氏の庄僕であった倪運保は、看守する鄭氏の墳墓の巨木三株を盜伐し、鄭權秀らが詰問すると、「反って凶を逞しくし主を毆るを行」った。鄭權秀らは彼を祁門知縣に告訴し、知縣は次のような判決を下した。

審得。倪運保、鄭權秀佃僕也。自供生住主基、父葬主山、則山中草木皆主所有、焉得盜砍主東家木。據（運）保自供修補主屋、亦應稟主明白、豈得欺其不見而盜家木乎。及秀等拜掃理說、反呈凶肆惡、毆罵百端、主僕之分蕩然矣。運保杖警、仍追銀四錢還主木價。

すなわち知縣は倪運保が鄭氏の庄屋に住み、鄭氏に墳墓を與えられた佃僕であるにもかかわらず、主家の墳林を盜伐したうえ、詰問した鄭權秀に對し、「反って凶を逞しくし惡を肆にし、毆罵すること百端」を加えたと認め、「主僕の分は蕩然たり」として、運保を「杖警」に處し、かつ木價として銀四錢の賠償を命じたのである。

ここでは倪運保が主家の鄭權秀らを毆打のうえ罵倒したとされているが、『大明律』によれば、「奴婢」が家長を毆った場合は斬刑、家長の近親を毆った場合は絞刑、「雇工人」が家長やその近親を毆った場合は杖一百徒三年に當たる。(49) しかし知縣は倪運保と鄭氏とのあいだに明確に「主僕の分」を認めながらも、運保に對する處罰としては、「杖警」すなわち懲戒的な杖打を加えているに過ぎない。上述の汪菊による春蘭の傷害致死事件では、知縣は「奴婢」律を適用して汪菊を徒刑に減刑しているのに對し、この判決では佃僕の倪運保は、「奴婢」はもちろん、「雇工人」としても量刑されていない。佃僕と主家のあいだに「主僕の分」の存在を認めることは、必ずしも佃僕の法身分を「奴婢」ないし「雇工人」として認定することには直結しなかったのである。(50)

ついで佃僕が「主僕の分」からの離脱を求めて爭った事例として、同じく奇峯村の鄭氏と、その佃僕とされた許氏との訴訟案件を檢討しよう。(51) 許文多らの祖父は、正德年閒に家產の半分を他姓に賣却したが、のちその家產は鄭相達の手に渡り、許文多らはかつては自家の家產であった田地を、相達から租佃することになった。隆慶三（一五六九）年にいたり、許文多らはみずから居住する家屋を含め、殘り半分の家產をも鄭相達に賣與し、その家屋を賃借したため、この結果「屋に住し田を佃すれば卽ち主僕の分有り」として、許文多らは鄭相達の庄僕とみなされることになった。しかし文多らは、田地も家屋ももともとは自家の家產であったために、庄僕として服役することに甘んじず、この問題は鄭・許兩姓の訴

訟へと發展してゆく。

最初にこの訴訟を審理した祁門縣は、許文多が「主僕の分」を脱するためには、租佃する田地と居住する庄屋から退去すべしとの判決を下した。文多はこれを不服とし、萬曆十五（一五八七）年に南京の屯院に上訴する。[52] 屯院は「田を賣るも佃を賣らず」、すなわち田地（田底權）は賣っても、同時に耕作權（田面權）までは賣らないというのが「俗例」であると指摘し、さらに「賣業の人を以って庄僕と爲すは、情理は順なるや。縣に仰して再詳せしめよ」と、許文多を庄僕とみなすことに疑問を呈し、祁門縣に再審理を命じた。しかし祁門縣は再審理の後も、やはり許氏が佃僕身分を脱するためには、田地・庄屋からの退去が必要であると強調し、さらに「況んや徽俗には、房東に在りては則ち主人を以って自居し、佃人に在りては則ち庄僕を以って自認し、合郡皆な然り、相い沿うこと已に久しく、これを他郡に比ぶるに尤も截然として復じからず」と、徽州の佃僕制はすでに慣行として確立しており、他地域と同様には論じられないと結論したのである。許氏は田地や庄屋から退去しては生活の術もなく、やむなく佃僕身分に甘んじるほかなかった（㉕）。

ところが三十年餘りたって、この訴訟は再燃する。天啓元（一六二一）年、許文多の侄である許尙富は、庄僕身分を脱するため、鄭氏の荒地を賃借して、そこに新しく店房を造って移り住み、すでに鄭氏の房屋に住んでいない以上、鄭氏の庄僕ではないと主張したのである。鄭氏の告訴を受けた祁門縣は、許尙富はみずから新たに店房を構えたとはいえ、その用地はやはり鄭氏から賃借し、耕作する田地も鄭氏の所有である以上、許氏は庄僕としての應役を免れないと認め、許尙富が庄僕身分を脱するためには、やはり住地や田地から退去すべきとの判決を下した。結局は許氏が「主屋に住み、主田を佃する」かぎり、佃僕身分からの離脱は認められなかったのである（㊲）。

むろん國法上は、地主の土地を耕しその家屋に住むからといって、「主僕の分」や應役義務を負う根據があるわけもなく、一般的な情理からいっても、田地や家屋の賣り主である許氏が、買い主の鄭氏に對し「主僕の分」を負うというのは不自然である。ゆえに南京の屯院は、許氏を佃僕とみなすことに疑問を呈したのであるが、實際問題としては、徽州の地

方官が「徽俗」として定着した佃僕制と、その「主僕の分」を否定することは困難であった。(53) 裁判官だけではなく行政官でもあった知縣や知府は、現實に「徽俗」として徽州の農業生産や社會關係を支える佃僕制を認めずには施政が困難であり、祁門縣の判決もそれをはっきりと示しているのである。

六　明末徽州社會と佃僕制

第二節で掲げた佃僕・奴僕をめぐる五十二例の紛爭のうち、最初の一例を除いた五十一例は、一五〇〇年以降に發生している。とりわけ萬曆元（一五七三）年以降の明末の七十年餘りに、全體の四分の三に當たる三十八例の紛爭が集中しており、傳存する文書の數自體が時代を追って增えていることを考慮しても、佃僕や奴僕にかかわる紛爭が十六世紀以後、明代後半期に急增していることは明らかであろう。明末歙縣の人方弘靜も、「嘉・隆以來、俗は漸く漓たり……是に於いてや主僕の獄有り……僕は主有らず、主は以ってその僕を有する無く、冰渙の勢にして、紀綱は弛めり」と、嘉靖・隆慶年閒（一五二二～七二）以降、主僕關係の動搖と主僕紛爭の增加が顯著になったことを指摘している。(54) こうした趨勢が十六世紀以降の全般的な社會變動を背景としているのはいうまでもない。

唐末から宋代にかけて、徽州では周邊からの移住民の流入とともに、山區型の地域開發が急速に進んでゆく。唐末五代の社會混亂が收束し、安定した地域秩序が形成される過程で、有力同族のもとで集團で農耕に從事する佃僕制が一般化していった。もともと有力同族に服屬していた農民のほか、遲れて流入した移住民も、すでに田地・山林などの農業資源が占有されていたために、佃僕として先住の同族に服屬したであろうし、また沒落農民が佃僕化したり、奴僕が耕地や住居を與えられ、佃僕へと變ずることもあっただろう。

歙縣の澤富王氏の族譜には、元明交代期における徽州の佃僕制の一端を示す、興味深い史料が殘されている。澤富の王維清は富裕な地主であり、里民の劉氏の子を傭工としていた。元末に朱元璋が徽州を攻略すると、劉はその麾下に投じ、

微功により軍職を得る。維清は彼のために祝宴を開いたが、劉は舊怨を含み、宴なかばで從者を率いて維清一家を皆殺しにし、ただ一人逃れた男子も杭州で軍に投じて、維清の戸は途絶えた。このため「火佃凌・項・程・胡の數家は、皆な散出して各おの戸を立て」たという(55)。おそらく王維清は傭工や奴僕を用いた直營地經營と、佃僕による租佃經營を併用していたのであろう。そしてこうした佃僕は、本來みずからの戸籍をもたず、奴僕と同じように主家の戸に繰り込まれていたのである。

明初以降、江南デルタ地域などでは、佃僕的な租佃形式はしだいに解消に向かうが、徽州では依然として、地主に對し「主僕の分」や應役義務を有する佃僕制が強固に維持されてゆく。もっとも大規模な事例として、休寧縣率東の程維宗(至順三年〜永樂一一〔一三三二〜一四一三〕年)は、元明交代期に商業活動によって富を得、休寧・歙の兩縣に四千餘畝の田産を集積し、それを五つの庄に分け三百七十餘家の佃僕を置いたという。彼はまた祠堂や族產の整備、寺廟の修築、市場の設置、水利開發などに貢獻し、飢饉時には佃民(多くは佃僕であろう)に穀物を貸與した。のち朝廷が成丁が二名いる無產の人戸は、一方を南京に移住させ永く徭役に當てるという命を下すと、維宗は官司に「郡內の大戸の田地は、皆なその人佃種す。今若しこれを去らば、必ずや荒蕪を致さん」と訴え、命の撤回を得たという(56)。こうした無產の人戸の大部分は、やはり佃僕であっただろう。

こうした廣範な佃僕制の存在は、徽州の自然條件や農業生產形態にも深くかかわっている。徽州では新安江に沿った中心部の平地を除き、山間部に分散する河谷平地や小盆地で農業が營まれ、耕地の多くは零細で收穫量も少なく、干魃や洪水の被害も受けやすかった。こうした不利な條件を克服するため、田地では「壯夫健牛、田は數畝に過ぎずして、糞壅耨櫛すること、他郡の農に視べて、力は倍を過ぐ」と、徹底した土地利用ときわめて勞働集約的な耕作が行われ、山地では林業や雜穀栽培のために、農民は早朝から山內に入り、虎狼を防ぐため歌を唱和しながら集團で耕作に當たったという。耕地に對して人口が過剩な徽州では、一方では「中家より下は、皆な田の業とす可き無し」と、多數の無產農民が存在

し、他方では集約的な農業經營のために多數の勞働力の投下が必要であった。(57)

特に山間地に分散した田地や、廣大な山林を所有する有力宗族や地主にとって、個別の農民に租佃を委ねるよりも、むしろ庄地を設けて佃僕を召募し、安定した勞働力を確保することが合理的であった。(58) 明代前期には農業以外の生活手段や、他地域への移住も限られており、土地を持たない農民にとって、主家から耕地のほか住居や墳墓も與えられ、そのかわりに佃僕として「主僕の分」や應役義務を負うことは、やむを得ない選擇であっただろう。

總じて明代前期の徽州では、限られた農業資源に多量の勞働力を投下するという形で、資源と人口との均衡が保たれ、耕地や生活基盤を必要とする佃僕と、固定した勞働力を必要とする有力宗族や地主とのあいだには、おおむね安定した相互關係が維持されて、兩者の紛爭も比較的少なかったのである。よく知られる萬曆『歙志』の風土論には、弘治年間（一四八八～一五〇五）前後の社會狀況として、「家は給し人は足り、居るには則ち室有り、佃すには則ち田有り、薪とるには則ち山有り、藝うるには則ち圃有り。催科は擾さず、盜賊は生ぜず、婚嫁は時に依り、閭閻は安堵す。婦人は紡績し、男子は桑蓬し、臧獲は勞に服し、比鄰は敦睦せり……」(59)と述べる。これは多分に類型的な表現ながら、十六世紀初頭までは、生産資源と人口のバランスがとれ、主僕關係を含む鄕村の社會關係や傳統秩序が、相對的に安定していたことを示すものであろう。

しかし『歙志』によれば、十六世紀以降「出賈は既に多く、土田は重からず、資を操りて交捷し、起落は常ならず。能ある者は方に成り、拙なる者は乃ち毀る」、さらには「末富は多きに居り、本富は盡く少なし、富者は愈よ富み、貧者は愈よ貧し、起つ者は獨り雄にして、落る者は辟易す。……是に於いて詐僞には鬼蜮有り、訐爭するには戈矛有り」と、商業化の進展とともに、競爭の激化や階層分化、秩序の混亂が急激に進んでゆく。こうした全體狀況は、佃僕制をめぐる社會關係にも鮮明に反映している。

十六世紀以降の商業化は、二つのルートを通じて佃僕の經濟的な上昇を可能にした。一つは山林產品の商業化である。(60)

佃僕は通常獨立した農業經營を營み、しばしば主家の山林を租佃して杉や松などを栽養した。徽州の杉木は品質も良く、新安江を下って杭州へ、績溪縣を經て南京方面へと、經濟の活況にともない木材需要が高揚していた江南地方へ、水運により比較的容易に運ぶことができた。山林の成長には二・三十年の年月が必要であったが、材木となれば佃僕も「力垒」として得た林木を賣って、まとまった現金を入手できたのである。たとえば隆慶五（一五七一）年、某縣の佃僕汪乞付らは、主家が所有する山地の杉木を買って伐採する際、鄰接する他の主家の山林を誤伐したため、還文約を立て賠償しており[61]、佃僕が主家から山林を購入し、伐採のうえ賣却していたことがわかる。

くわえて茶・漆・製墨用の松・製紙用の楮・麻・竹などの山林產品もさかんに商品化され、山林で栽培する雜穀や、採集する柴や薪からも現金收入を得ることができた。特に祁門縣の林木は松脂を多く含み不純物が少なく、窯業用の燃料として優れ、鄰接する浮梁縣の景德鎭に大量に出荷されていた[62]。天啓五（一六二五）年、祁門縣の佃僕康具旺らは、山林を買って伐採した際、誤って主家の所有する山地の樹木を採って「窯柴を据造して發賣」し、文約を立てて賠償しており[63]、また崇禎六（一六三三）年には、佃僕汪分龍の男子が主家の山地の松木をひそかに伐採して窯柴を造り、やはり謝罪のうえ賠償している[64]。いずれも祁門などの佃僕が窯業用の柴薪を活潑に商品化していたことを示すものであろう。

さらに徽州商人の全國的活動が本格化した十五世紀末ごろから、少なからぬ佃僕が商業活動に關與するようになり、このことが佃僕の經濟的上昇をもたらした第二の要因となった。次の文書は、十六世紀初頭における佃僕の商業への參入のプロセスをよく示している。

十四都一圖住人吳別、係房東火佃、現承祖於永樂年閒佃住、房東程孟賢・程帝美等經業十四都楊干、土名新起段住基一業・瓦屋三閒、男婦住歇。生長三男社壽・社孫・文貴、爲守墳塋山場、作種生理。今有房東程　子孫、將火佃吳別父子・幷住基・房屋・山場、出賣與十六都二圖房東　名下爲業。長男社壽、先於弘治　年工雇去十六都房東吳　往外買賣、除支二艮〔銀〕外、借艮〔銀〕娶媳　氏、約文未還。本身年老、長男社壽回家、同三男文貴承當門

戶、永遠看守墳山。今爲次男社孫因無妻小、自愿過房與房東　處、跟隨往外買賣、趁覓工錢、婚娶妻小、終身之計。於內倘有艮〔銀〕錢・貨物付托、毋許侵用。如違聽從經　公受罰無詞。倘有命運安危、此天命也、卽無異言。今恐無憑、立此火佃文書爲照。

正德七年二月初八日立火佃文書人吳別（號）　同男社壽（號）　社孫（號）　文貴（號）　依口代書人呂岩周（號）(65)

歙縣十四都の吳別は、程氏の墳山を看守し、田地を耕作する佃僕であったが、のち程氏は庄地や山林とともに、吳別らの使役權を十六都溪南の吳氏に賣却した。吳別の長男社壽は、すでに溪南吳氏に雇用され、外地で商業に從っていたが、吳別が年老いたため社壽は家に歸り、三男の文貴とともに、佃僕として墳山の看守に當たることになった。かわりに次男の社孫が、主家に隨行して外地で商業に從い、その賃金で妻をめとって終身の計とする、というのである。またすでに紹介した、祁門縣五都洪氏の佃僕であった朱福元のように、みずから外地に赴き、小店舖を開いて商賣をする者もあった。

十六世紀以降、東南沿岸部からは大量の外國銀が中國に流入するが、徽州商人は海商として日本などからの銀輸入にも關與したであろうし、銀の對貨となる生糸や絹・綿織物、陶磁器などの生產・流通にも深く關わり、沿海部から流入した銀が全國に擴散し、さらに稅として徵收され北邊に投下された銀が內地に還流する過程での、全國的商品流通に果たす役割も大きかった(66)。徽州人は明末の銀流通のいわば「龍脈」を押さえていたのであり(67)、佃僕もまた商業活動に直接間接に關わり、經濟的上昇の機會を得ることができたのである。

さらに佃僕が商品生產や商業活動などによって得た收入は、土地の購入に向けられることもあった。當時の徽州文書のなかには、佃僕が立てた土地賣買契がいくつも殘されており(68)、佃僕の土地保有は稀ではなかったことがわかる。また明末までに佃戶・佃僕が耕作する土地に對する田面權（田皮）が一般化したことも、佃僕の經濟的獨立を高める一要因となった(69)。ある程度の土地を所有する佃僕は、みずからの戶籍を持ち里甲制下で甲首役にも當たった(70)。また佃僕が立てた文書のなかには、佃僕がみずから筆をとったものもあり、彼らの一部が多少であれ識字能力を有していたことをうかがわせる(71)。

こうした識字能力は商業活動に必要でもあろうし、さまざまな社會的上昇の機會も提供したであろう。

さらに明代後期には、主家に匹敵するような富を蓄積した、「豪奴」的な佃僕も現れる。たとえば溪南吳氏の地僕である葉積回は、勝手に碣（用水路）を引き、河川に水碓（精米や灌漑に用いる水車）[72]を建造し、「一鄉を挾制」したとして主家と紛爭が生じた。このため嘉靖二十六（一五四七）年、吳氏一族は合議のうえ、族産たる墳山を族人の有志に三百兩という大金で賣却し、それを葉積回との訴訟と墳山の侵占に關する別の訴訟のための費用とすることを議定している。[73]高額な訴訟費用からみても、葉積回が相當の資産を蓄積していたことは疑いない。

また胥吏や衙役として官府に入りこむ佃僕もあり、たとえば祁門五都洪氏の佃僕汪社ら八人は、冠婚葬祭に樂器を吹奏する「樂僕」であったが、萬曆十三（一五八五）年、汪社が縣衙門において皂隷となり、樂僕としての應役を逃れようとしたため、洪氏の追究をうけ、結局は「縣に在りて皂に充たるを願わず、舊に仍りて家に在りて不時に應役」することを誓約した。[74]さらに婺源縣江灣の江氏の祖墓を看守していたある佃僕は、承差（胥吏の一種）を經て驛丞や巡檢に任官している。しかし彼は「歸れば則ち匍伏して厮役を執りて貳無し、要は淸流に非ざるの故なり。主翁も亦たこれを錮さず」と、雜職とはいえ官員でありながら、故鄉では從順に佃僕としての役務を果たし、主家も彼の任官を阻みはしなかったという。[75]また明末の祁門縣においても、「婚姻は門第を論じ、上中下等を辨別すること甚だ嚴なり。役屬する所の佃僕は犯すを得ず、犯せば則ちこれを公庭に正し、卽ちその人盛貲積行して吏となるも、上流に列するを得ず」という。[76]商業での成功や官吏の地位を得た佃僕といえども、「主僕の分」が解消することはなかったのである。

このように十六世紀以降の商品經濟の展開は、たしかに佃僕の經濟的獨立性を高め、社會的上昇の機會も提供したが、それは必ずしも佃僕身分と「主僕の分」からの離脫にはつながらず、このことが主家と佃僕の關係を緊張させる重要な要因となってゆく。さらに都市や商業の繁榮と表裏する、穀物價格の低迷や賦役負擔の增大による全般的な農業不況は、商業化の波に乘りそこね、農業生産を底邊で支えていた佃僕の生活を直擊した。特に明代前期までに地域開發がほぼ限界に

達していた徽州では、十六世紀以降の急激な人口増は、耕地や農業資源をめぐる競争を激化させ、佃僕層は社會的・經濟的な弱者として、こうしたひずみを正面から受けることになった。

嘉靖年間ごろ、祁門縣善和里の程氏に屬する佃僕も、次のような狀況にあったという。「往時は各佃、率ね業を樂しみ生に安んずるも、今は飢寒多く、流亡多く、自ら寧居せず。前人の庄佃を置立するは、惟だ田地を耕種するのみならず、且つは以って役使に備預す。故にこれを馭すること寬にして、これを取ること恕たり。今時の弊、役使は繁苦にして、且つ徵收・科取は昔に比べて加重する無からず、況んや又た分外の徵有り。斂は愈よ繁にして佃は愈よ困し、その遷徙・流亡に至らざる者は幾んど希なり。……衆佃僕を計るに、昔は繁庶を稱すも、今は漸く落落たり、殊に慨く可きなり。……主は衆く僕は稀にして、徵役は日に繁く、役は何を以ってか堪えん」[77]。かつては庄地に安住していた佃僕が、田租や應役負擔の加重によって移住・逃亡し、かつ主家の人口増が負擔をいっそう増大させていった。善和里程氏にかぎらず、主家の人數の増加に加え、庄地や佃僕の使役權は、くり返される均分相續や賣買の結果しだいに細分化・複雜化する傾向にあり、佃僕の應役義務をいっそう煩雜にしたのである。

明末には徽州の各地で、佃僕の庄地からの移住や逃走・流亡が顯著になる。たとえば祁門奇峯鄭氏の共有する祖墓を看守する佃僕は、鄭氏の族人がしだいに増加し、佃僕を虐待する者もあったため、萬曆二十四（一五九六）年には、「汪乞龍・汪保の二房の人口は安んぜず、浮梁に逃居す」と、二つの房をあげて鄰接する浮梁縣に逃亡してしまった[78]。同じように歙縣溪南の吳氏のある祖墓を看守する佃僕も、三つの房はすでに死絶し、男女二人だけが殘ったが、彼らも崇禎元（一六二八）年には、「貧にして分を守らず、復た逃竄」してしまう[79]。また某縣の謝良善らの佃僕であった汪有壽も、兩親はすでに亡く、次弟は逃亡し、三弟は他の村に身賣りされ、みずからは生活のすべもなく「飄流して倚る無く、向きには外境に在して傭工して餬口す」るしかなかったという[80]。

とくに明朝滅亡の前年、崇禎十六（一六四三）年に、謝良善などの謝氏一族の八房が立てた「分析火佃合文」は、こう

した狀況をきわめて如實に示している。謝氏の八房は祖先以來多くの庄地と佃僕を擁し、かつては「人丁は頗る旺ん、農業は頗る豐かにして、主僕は各おの安んじ」ていた。しかし近年、佃僕たちは「或いは家貧しくして飄流し、或いは娶り艱くして出贅し、或いは債夥くして催迫され、夫婦ともに身を鬻ぎ、星散して一ならず」と、貧困による流亡、他家への出贅、債務による奴僕化などが進んでゆく。かつ「主衆は繁衍し、叫喚は均しからず……更に農忙の時月を問わず、苛叫して休まず、東に呼べば卽ち東し、西に呼べば卽ち西し、工を給すること分文も見ず。……これに順えば視て常故と爲し、順わざれば則ち詈罵して已まず、これに繼ぎて笞撻す」と、主家の族人の增加は應役負擔を增加させ、農繁期にも隨時使役されて手當も給されず、從わなければ罵倒され笞打たれる。この結果「老いて貧なる者は、遠行して食に就くを思欲し、卽ち壯にして稍や贍りる者も、亦た煩を惡みて窜躲せんを欲し」、老人や貧者は生活の糧を求めて移住し、やや財力があれば佃僕身分からの離脫を計ったという(49)(81)。

明末期における商業化と秩序變動は、それまで集約的農業のための勞働力として庄地にしばられていた徽州の佃僕にも、社會移動と階層分化の激化をもたらした。商品生產や商業活動を通じて社會的上昇をめざし、あるいは胥吏や衙役として官府に入ろうとする佃僕は、「主僕の分」や庄地への束縛からの離脫をはかり、高い人口壓や重い負擔のもとで生活に困窮した佃僕もまた、他に生計のすべを求めて庄地から移住・逃亡をはかり、あるいは身賣りしたり流民化していった。一方で有力徽州の宗族や地主は、經濟的にも社會的にもコストのかかる佃僕制を決して放棄しようとはしなかった。冠婚葬祭やその他の祭祀・行事に際して佃僕の應役を受けることは、目に見える形で尊卑・主僕の分を具現することにより、「名族」としてのステイタスを地方社會に示すために不可缺だったのである。

佃僕の應役義務自體は、一般に農業生產を阻害するほど加重ではなく、たとえ貨幣納としても構わないようにみえる。しかし實際にはすべての應役義務が貨幣納化された事例は確認できない。佃僕の應役はすぐれて社會的・文化的な意義を持ち、雇用勞働では意味がなく、あくまで「種主田・住主屋・葬主山」という恩義をうけた佃僕が、具體的な服役によっ

て従属性を示すことが必要であった。(82) 経済的にはむしろ、佃僕の應役をあくまで義務づけることによって、佃僕が勝手に外地に移住して生計を立てることを阻み、佃僕を庄地に縛りつけ、安定した農業勞働力を確保する意味が重要であろう。

十六世紀以降、佃僕が庄地への束縛や應役義務を脱しようとする動きは增してゆくが、第四・五章で擧げた明末の宗族規約や裁判事例にも示されるように、これによって佃僕と主家との「主僕の分」が必ずしも弛緩に向かったわけではない。むしろいわば反作用として、主家もまた佃僕制を再編成し、「主僕の分」を強化する傾向もみられたのである。その典型的な例として、休寧縣七都の余氏一族は、潘氏一族と佃僕の使役權を爭奪し、天啓四（一六二四）年から前後六年にわたって大規模な訴訟をくり廣げたが(44)、この訴訟の決着後、余氏は「昔年、各僕の拜節にその跪拜の儀を免ずるは、太だ簡なるに似たり」として、崇禎三（一六三〇）年から新たに規則を定め、元旦などの節日に佃僕らが余氏に赴けば「皆な跪忌して四拜し、以って主僕の分を明らかに」することにしたという。(83)

明代後期における宗族組織の整備と擴大は、「名族」としての地位を具現化する佃僕制の必要性を高めてゆくが、一方では經濟力をつけ主家からの獨立性を強めるにせよ、貧窮して流亡するにせよ、佃僕制自體の動搖と流動化も進んでいった。身分的束縛を逃れようとする佃僕と、「主僕の分」を維持しようとする主家との關係は緊張を深め、紛爭や訴訟の全般的な增大のなかでも、佃僕をめぐる紛爭はきわだって增加し、複雜化してゆく。明末の徽州では、佃僕をめぐる紛爭はほとんど恆常化するが、なお大規模な「奴變」の發生には至っていない。しかし個々の紛爭の背後にある主僕關係の緊張は、契機があれば暴發する可能性をも孕みつつあったのである。

おわりに

崇禎十七（順治元、一六四四）年、北京陷落の報が南方に傳わると、江南デルタなどでは各地で大規模な奴僕叛亂が勃發した。(84) 翌弘光元（順治二、一六四五）年五月、清軍が南京を攻略し南明の弘光政權が崩壞すると、徽州一帶もほとんど無政

府状態となる。黟縣蔡村の奴僕であった宋乞はこの機をとらえ、全縣の奴僕や佃僕を糾合して蜂起し、縣内に三十六の山寨を造って彼らを統率した。奴僕・佃僕たちは、「皇帝は已に換われり、家主も亦た應に僕と作りて我が輩に事うべし」と號し、宋乞を「宋王」と稱して、「その先世及びその本身の投主・賣身文契を挾取」した。敵對する有力宗族があれば、宋乞らは「諸寨の兵を率いて攻破」して「一村を焚殺」し、「邑人は敢えて自ら衣冠の族たるを言わ」なかったという。

奴僕・佃僕の蜂起はやがて黟縣から休寧・祁門・歙縣にも波及してゆくが、九月には宋乞が殺され、このころから一部の奴僕・佃僕は主家に歸服する。とはいえ蜂起の勢いはなお盛んで、十月に清軍が徽州に入ると、清朝の黟知縣は宋乞の後を繼いだ朱太に都司の職を授け、朱太の父らを鄉飲酒禮に招くなどして懐柔に務めた。しかし翌年三月には蜂起軍は縣城を包圍して砲撃し、知縣は清軍に救援を求める。清軍は蜂起軍を撃破し、千人を捕らえ百餘人を處刑した。こうして徽州の奴變は終結し、蜂起に加わった奴僕や佃僕も、もとどおり「僕舍に就いて役を執」ったという。(85)

清初の徽州文書には、實際にこの奴變（乙酉の亂）に加わった奴僕や佃僕が、蜂起が鎭壓される過程で、主家に謝罪した文書が殘されている。ここでは宋乞が殺された直後、順治二（乙酉）年九月二十五日に、祁門縣の「地僕」朱老壽が立てた甘罰戒約を擧げておこう。

立甘罰戒約地僕朱老壽、今不合被胡清・汪端時・貴時引誘、聚衆結寨倡亂、劫擄放火等事、于本月廿四日、行劫本縣西都汪客劍刀行□、于二十五日、又不合亂砍家主住基對面墳山蔭木數十根造寨。當有兩村家主拿獲、口供實情、原係胡清三人倡手〔首〕、身等不合誤入同伴。自甘立罰約、求約　家主原情寬恕。以後不敢復蹈前非、其倡首三犯、聽後獲日、送官重處。立此甘約存照。

乙酉年九月廿五日立甘罰約地僕　朱老壽（押）

憑現年里長汪文玘朝奉(86)

黟縣の奴變が祁門縣にも波及するなか、朱老壽は奴僕・佃僕たちを集めて寨を造って蜂起し、掠奪や放火を行い、さらに主家の墳山の樹木數十根を盜伐して寨の建材とした。しかしまもなく朱老壽は主家によって捕えられ、この甘罰約を立て、謝罪のうえ主家に許しを乞うたのである。このほかにも現存する徽州文書には、順治二年末から翌年三月にかけて、奴變に呼應した佃僕らが立てた戒約などが殘されている。彼らは「機に乘じ衆を擁して、主に向かい原賣の文書を挾去」し、あるいは「主に叛して寨を立て、挾嚮して木を伐」ったのであるが、結局は「今清朝の國法森嚴なるに値り、上司は明示して概ね梟斬を行うも、……再三哀懇して殺身を免れんことを求め、戒約を還せんことを愿い、東主の婚姻葬祭・新正拜節には、舊に照らして服役」することを誓約せざるを得なかった。(87)

こうして清朝支配の確立とともに、奴變の參加者たちも順次主家のもとに歸服していったが、むろん佃僕や奴僕をめぐる社會關係の緊張はなんら解消されたわけではない。清代前期の徽州文書にも、佃僕をめぐる紛爭は依然として多く、むしろ複雜化する傾向がある。雍正五（一七二七）年、雍正帝の諭旨によって徽州府などの佃僕に對する身分的解放（開豁）が命じられたのちも、實際には開豁のために嚴しい條件が要求され、佃僕身分からの離脫を求める佃僕と、「主僕の分」を維持しようとする主家とのあいだの紛爭は、時として主家の一族と佃僕の一族との、宗族を擧げての大規模で複雜な訴訟にも發展した。清代後期に至るまで、佃僕制をめぐる爭いは、徽州における訴訟のもっとも深刻な問題であり續けたのである。

註

（1）拙稿「明代後期、徽州鄉村社會の紛爭處理」（『史學雜誌』一〇七編九號、一九九八年）四八～五〇頁。

（2）傅衣凌「明代徽州庄僕制度之側面的研究—明代徽州庄僕文約輯存—」（初出一九六〇年、『明清農村社會經濟』生活・讀書・新知三聯書店、一九六一年所收、以下「側面」と略稱する）。

（3）一九七八年以降に發表された氏の一連の佃僕制研究は、『明清徽州農村社會與佃僕制』（安徽人民出版社、一九八三

以下『佃僕制』と略稱)、第六章「徽州的佃僕制度」に集成されている。

(4) 韋有義『明清徽州土地關係研究』(中國社會科學出版社、一九八四年)、「關於明清時代徽州火佃性質問題贅言」(初出一九八七年、『明清及近代農業史論集』中國農業出版社、一九九七年所收)。

(5) 劉重日「從部分徽檔看明代的徽州奴僕及其鬪爭」(『中國農民戰爭史論叢』第三輯、一九八一年)、劉重日・曹貴林「明代徽州庄僕制研究」(『明史研究論叢』第一輯、一九八二年)、劉重日「火佃新探」(『歷史研究』一九八二年二期)、「再論〝火佃〟的淵源及其性質」(『明史研究』第五輯、黃山書社、一九九七年)。

(6) 魏金玉「明代皖南的佃僕」(『中國社會科學院經濟研究所集刊』第三集、一九八一年、以下「皖南」と略稱)。

(7) 劉和惠「明代徽州佃僕制考察」(『安徽史學』一九八四年一期)、「明代徽州胡氏佃僕文約」(『安徽史學』一九八四年二期)、「明代徽州佃僕制補論」(『安徽史學』一九八五年六期、以下「補論」と略稱)。

(8) 彭超「試探庄僕、佃僕和火佃的區別」(『中國史研究』一九八四年一期)、「再談火佃」(『明史研究』第一輯、黃山書社、一九九一年)。このほかに清代の佃僕制度に關する專論として、傅同欽・馬子莊「清代安徽地區庄僕文約簡介」(『南開學報』一九八〇年一期)、韓恆煜「略論清代前期的佃僕制」(『清史論叢』第二輯、一九八〇年)がある。なお八十年代半ばまでの中國における佃僕制の研究史とその論爭點については、陳柯雲「徽州文書契約研究概觀」(『中國史研究動態』一九八七年五期)一～四頁を參照。

(9) 周紹泉「明後期祁門胡姓農民家族生活狀況剖析」(『東方學報』六七册、一九九五年)、「清康熙休寧〝胡一案〟中的農村社會與農民」(『'95國際徽學學術討論會論文集』安徽大學出版社、一九九七年)、陳柯雲「雍正五年開豁世僕諭旨在徽州的實施—以《乾隆三十年休寧汪、胡互控案》爲中心—」(『一九九五 清史論叢』遼寧古籍出版社、一九九五年)。

(10) 仁井田陞「明末徽州の庄僕制—とくにその勞役婚について—」(初出一九六一年、『中國法制史研究 奴隷農奴法・家族村落法』東京大學出版會、一九六二年所收)。小山正明「明代の大土地所有と奴僕」(初出一九七四年、『明清社會經濟史研究』東京大學出版會、一九九二年所收)、「文書史料からみた明・清時代徽州府下の奴婢・庄僕制」(初出一九八四年、前揭書所收)。また臼井佐知子「徽州文書からみた『承繼』について」(『東洋史研究』五五卷三號、一九九六年)も、承繼文書の形をとった入贅・賣身・應役文書に關連して、徽州の佃僕・奴僕制度に論及する。

(11) Harriet T. Zurndorfer, *Change and Continuity in Chinese Local History: The Development of Hui-chou Prefecture 800 to 1800*, Leiden, E. J. Brill, 1989., Mi Chu Wiens, "Kinship Extended: The Tenant / Servant of Hui-chou", in Kwang-ching Liu ed., *Orthodoxy in Late Imperial China*, University of California Press, 1990.

(12) 葉顯恩前揭『佃僕制』一三三～三九頁。

(13) 「火佃」は「伙佃」とも書かれ、宋元時代の史料にも頻出し、もともとは「夥佃」、すなわち農地を集團で耕す佃戸の意である。葉顯恩氏などが述べるように（『佃僕制』二三四～三八頁）、明代にはおおむね火佃は佃僕・庄僕と通じて用いられていたようである。

(14) 洪氏の佃僕胡氏に關する文書は、周紹泉前掲「明祁門胡姓農民家族生活狀況剖析」に彙輯されており、周氏はそれに基づいて胡氏一族の系譜を復原している。

(15) 明清徽州の山林經營については、張雪慧「徽州歷史上的林木經營初探」（『中國史研究』一九八七年一期）、陳柯雲「明清徽州地區山林經營中的〝力分〟問題」（『中國史研究』一九八七年一期）、同「明清山林苗木經濟初探」（『平准學刊』四輯上册、一九八九年）、上田信「山林および宗族と鄉約―華中山間部の事例から―」（地域の世界史10『人と人の地域史』山川出版社、一九九七年）、同『森と緑の中國史―エコロジカル・ヒストリーの試み』（岩波書店、一九九九年）、Ⅲ「東南山地」などを參照。

(16) 「弘光元年徽州火佃朱成龍等承山約」（『會編考釋』通し番號八五五）。

(17) 周紹泉・趙亞光『竇山公家議校注』（黄山書社、一九九三年）、卷五、山場議、八四～八五頁、「青眞塢禁約」。

(18) 前掲書卷五、山場議、七四頁。より詳しくは同書八五～九五頁所收の、青眞塢をめぐる明末清初期の一連の合同文書を參照。

(19) 上田信前掲「山林および宗族と鄉約」九九～一〇五頁。

(20) 南京大學歷史系資料室藏「萬曆僕立還應主文書」（藏號〇〇〇八四）。

一都華橋住人金二・金乞等、上年投到在城汪東海裏業庄屋住歇、佃僕使喚、看守墳塋。其歲蓄庇木、是身等不合、私獸入山、盜砍松木。是主等尋獲要行告治、身各知虧、托中王周、愿賠木□還文、今後再不敢故違。……祖墳□石山場、東降西田南田北石嘴、栽養各色木植、遵照先當文契看守、承財〔成材?〕主力相分。……子子孫孫、冠婚葬祭・阡〔遷〕墳造宅等事、听自調用使喚。今恐無憑、立此文約爲照。

萬曆元年十二月初七日立還文書人　金二〇　金乞、
金富●　方天〇　代筆中人王周保（押）

(21) 崇禎十五年休寧程氏立『置產簿』所收の禁約合同（『契約文書』十卷三八八頁）。

立禁約合同人程法・程璐・程玘三大房衆等、原承　祖簽業、土名大充口墳山一號、於上安葬高祖妣安人吳氏、向召守山人辛付・進童等、長養松木篠柴、蔭護墳塋。其篠柴、守山人遞年納銀貳錢、柴價清明交納。……邇來各房子孫手下僕、妄侵盜松毛、併砍柴篠、不知松毛柴篠、乃守山人納過山租、出力看守。今每盜害、則守山人出租無辜、且不服人心。今衆議、三房子孫合議、立禁約四張、三房各執一張、與守山人一張。以後各房僕婢、或不肖子孫・盜賊之流上山竊偷、許令守山人狠打奪刀、砍斷柴擔、砍碎柴籃、仍償銀一錢。如有縱其僕妾侵盜、衆當面叱家主、仍行送　官、以故害祖宗不孝之罪。立此合同禁

約、永遠存照。

萬曆三十二年四月二十六日立禁約合同人　程法（他七人略）

（22）徽州では條件のよい墳地が見つかるまで、柩を小屋がけしたり茅茨や煉瓦などでおおって假埋葬（停柩・殯厝）する習慣があった。葉顯恩『佃僕制』二六二～六七頁など。

（23）葉顯恩『佃僕制』二六二～六七頁など。

（24）『譚渡孝里黃氏族譜』巻五、祖墓、「七里灣大塚火佃吳福祖等服辨文書」。原文は拙稿「明代前半期、里甲制下の紛爭處理―徽州文書を史料として―」（『東洋學報』七六巻三・四號、一九九五年）、一〇～一一頁に引用されている。

（25）『契約文書』三巻八九頁。

（26）「嘉靖三十六年祁門馮初保立還文約」（『契約文書』二巻二六〇頁）、「嘉靖三十六年祁門謝鎧賣僕文約」（『契約文書』二巻二六一頁）。前者の原文は、前掲拙稿「明代後期、徽州鄉村社會の紛爭處理」二八～二九頁に引用されている。

（27）「崇禎十四年僕人汪春陽立甘罰戒約」（『契約文書』四巻四六九頁）。

立甘罰戒約僕人汪春陽、原父汪添志向蒙　家主恩養、供〔共〕生兄弟二人、向今無異。因伯父新志無嗣、先年以贅正陽成繼、今又將弟復陽過繼。不合未通家主、得知私自行事。家主責身欺藐之罪、不合出言、冒犯抵觸、致家主欲以聞　官理論。自知情虧、懇求親友勸息、恕身重罪、愿自甘立戒約。以後謹守家規、再不得忤逆等情、如違、听從　家主執此經　官理治無辭。今恐無憑、立此甘罰戒約存照。

崇禎十四年七月　　日　立罰戒約人汪春陽＋

憑親友程繼祖　朱繼高　汪正陽（押）

また「崇禎十四年汪正陽應主文書」（『契約文書』四巻四六七頁）も參照。

（28）なお筆者は別稿において、明代後期の文約・合同などにあらわれた七十五例の紛爭事例を檢討したが、そのうち佃僕や奴僕を當事者とする十九例、および地方官の裁定で決着した四例を除いた五十二例について同じように整理すると、中見人が十八例（三四・六％）、里長が十六例（三〇・八％）、當事者の同族と姻戚がそれぞれ十七例（三四・〇％）、鄉約が五例（九・六％）、老人・保甲・地鄰がそれぞれ四例（七・七％）、調停・仲介者を記さないのが二例（三・八％）となる。中見人や里長の比率は主僕紛爭の場合とあまり變わらないが、當事者の族人や姻戚が紛爭處理にかかわる比率は、主僕紛爭の場合に比べかなり高い。これは族人や姻戚による調停や仲介は、同族の族人どうしの紛爭に際して行われることが多いためであろう。

（29）前掲『譚渡孝里黃氏族譜』所收「七里灣大塚火佃吳福祖等服辨文書」、傅衣凌前掲「明代徽州庄僕制度之側面的研究」一六頁所引の、歷史研究所藏『明代休寧徐氏年會簿』など。

（30）『溪南江氏家譜』第六册、「祠規」（都察院右都御史江一麟撰）。

……何謂和睦鄉里。無分異姓・同姓、與我同處、田土相連、守望相依、各宜謙和敬讓、喜慶相賀、患難相救、疾

病相扶持、彼此協和、略無顧忌。不可因着小忿閑氣、宿怨挾謀、交相陷贓、亡身破家。雖佃僕傭債之人、亦必一體待之、是謂和睦鄉里。

……一　御群下。祖宗所遺佃僕、服勞執役、須大家憐恤、毋慾凌虐。或有觸犯、告之祠正副、論以名分所在、朴責示懲。所買奴婢及來投工役、亦宜愛惜。

(31)『休寧范氏族譜』譜祠、宗規、「林塘宗規」。

村中住屋來僕、雖各房多寡不同、收養久近不一、其主僕之分均也、均當待以恩義。即有小犯、原情寬貸、不必分爾僕我僕、多生計較、回視祖宗時、氣象便可見矣。但僕等或有恃力互爭、酗酒生事、凌虐同村里鄰、詐欺經過商販者、送該門房主、即行責戒、以儆其後。不得偏護自遺伊戚。若其事關繫主僕體統、則合力禁治、無致效尤。蓋主僕分嚴、徽稱美俗。……

(32)『休寧范氏族譜』、譜祠、宗規、統宗祠規、「守望當嚴」。

……若約中有義男、不遵防範、蹤跡可疑者、即時察之、若果有實跡可據、即鳴諸宗祠、會呈送官。若其人自知所犯難掩、畏罪自盡者、本主備具實情一紙、投祠約、各房長證明、即爲畫知存照。……

(33)『清河張氏宗譜』卷十三、家規、「婢僕役使第十二」。

一、毋失字婢僕。雖云卑賤、然皆人之子女也。既供役吾家、便當恩養、方得人力、長大便當婚配、勿令怨曠。且教之各執一事、庶日後免役、各得其所、不致飢寒。……

一、僕無呼喚、不許入中堂、婢無命令、不容出外閒。犯者責三十、男臀女臂。一、竊偷者笞、以物輕重爲差、革役。一、謀逆侵主陵墓、殿害家主、送官處死。一、私交主仇以爲內患、杖一百、革出。一、拒命杖六十、抗命杖八十、辱命杖四十。一、謬妄言者、笞三十。詬語及唆同。一、毆族人、主尊行杖六十、主同列杖四十、主卑行杖三十。一、與主抗言、笞二十。一、逃役杖五十、謀役壞事或作奸、杖五十。一、出不稟命、擅出者杖三十。歸必稟面、不面者杖三十。一、僕男娶女嫁、必叩主。生男女、必告知求命名。死必告知、丐地掩埋、不至者並杖二十。一、受主委寄、玩事不忠、按事重輕擬杖。一、守主墳被他人侵者、杖六十。併不報者、加三等。如失去蔭木砌石者、杖二十。併不報者、杖三十。監守自盜者、加一等。一、奸詐侮主、杖八十。饑饌不潔、杖二十。因致主疾、杖八十。一、賓至慢賓、杖二十。一、賓筵餚之、性味相犯、笞四十、革役。一、懶惰笞二十。一、喧嘩笞二十。一、奴婢相奸、各杖三十、革出。一、奴婢有外奸者、杖三十、不改過、革出。

(34) 南京大學歷史系資料室藏「明嘉靖三十九年僕立還應主文約」(藏號〇〇〇七六)。

拾西都汪南等・汪淵等、原祖汪天貴投至十六都　房東倪節隆公爲僕、自祖以來屢奉應主不缺。今因房東倪象身故、未得出縣報訃。有房東倪護兄弟要行呈治、今汪南等自知理虧、托憑房東族長、勸諭姪倪護兄弟、免行□治、情願立還文約。日後婚姻死葬・清明拜掃、即刻赴縣應主、不敢有違。如違不遵文約、听自房東理治不恕。今恐無憑、立此爲照。

嘉靖三十九年七月初一日　立還文約僕人　汪南等＋　汪淵等（押）　汪初等○　汪勝等（押）　汪龍等、房東族長　倪普□（押）　倪友乾（押）　倪應龍（押）　倪天佑（押）　倪玉法（押）　依口代書房東　曹再盛（押）　王光大（押）

（35）「萬曆四十年祁門縣僕人汪新奎等應役文書（紅契）」（『會編考釋』通し番號八六五）。

（36）南京大學歷史系藏合同文書（藏號〇〇〇〇五八）。

（37）魏金玉「皖南」一七九頁に引用する『洪氏謄契簿』。

（38）魏金玉「皖南」一七一頁に引用する、經濟研究所所藏文書。

（39）前揭拙稿「明代後期、徽州鄉村社會の紛爭處理」三三頁。また夫馬進「訟師祕本の世界」（小野和子編『明末清初の社會と文化』京都大學人文科學研究所、一九九六年）二〇四～一〇頁を參照。

（40）前揭拙稿「明代前半期、里甲制下の紛爭處理」三～一〇頁。

（41）高橋芳郎「明末清初期、奴婢・雇工人身分の再編と特質」（『東洋史研究』四一卷三號、一九八二年）、同「明代の奴婢・義子孫・雇工人―萬曆十六年新題例の前提―」（『柳田節子先生古稀記念　中國の傳統社會と家族』汲古書院、一九九三年）。

（42）『大明律』戶律戶役、「立嫡子違法」・同「收留迷失子女」・刑律賊盜、「略人略賣人」。

（43）「萬曆十一年朱法等連名戒約」（『契約文書』三卷一二一頁）。

具戒約僕人朱法・朱得旺・方運來・王秋・王使紅・張臘梨・倪的・程秀・胡進喜・胡加喜・胡珍・潘四仂・李秋狗・李才奇・邵三十・陳魁・陳松・陳清仂・王長發・吳臘狗・朱旦仂・程足（仂）、情因不合不服　主公約束、糾衆倡亂。經衆　家主公呈告　官處治、蒙　縣主開恩、不深重究、押令當堂寫立連名戒約。身等自知前非、悔過自新、磕求衆家主仍復收留。嗣後永遵約束、小心供役、再不敢在外糾衆抗拒。如有各情、一憑衆家主粘此鳴　官重究。遵斷具立連名戒約爲照。

萬曆十一年二月初六日具連名戒約僕人方運來＋（他二十一名略）。

（44）「萬曆十一年休寧汪尙嗣等告立執照」（『契約文書』三卷一二八頁）。

（45）『大明律』刑律鬪毆、「良賤相毆」條に、「若毆總麻小功親奴婢、……至死者、杖一百・徒三年」とある。

（46）葉顯恩『佃僕制』二七四頁、および陳柯雲前揭「雍正五年開豁世僕諭旨在徽州的實施」六三頁に紹介する、傅巖『歙紀』卷九、紀讞語、「汪菊致死春蘭一案」。

（47）高橋芳郎氏によれば、宋代の佃戶は、地主に對して「主僕の分」を認められ、法的には「雇傭人」身分として扱われる「佃僕」や「地客」と、地主に對して「主佃の分」があり、法的には「主佃專法」によって律せられる「佃客」とに分けられるという。明代には宋代のような「主佃專法」は存在しないが、「主僕の分」ある佃僕がいかなる法身分として扱わ

れたのかはよく判らない。高橋芳郎「宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について―法的身分の形成と特質―」(『北海道大學文學部紀要』二六巻二號、一九七八年)、同「宋代佃戸の身分問題」(『東洋史研究』三七巻三號、一九七八年)。なお宋代の佃戸・佃僕をめぐる膨大な研究史は、宮澤知之「宋代農村社會史研究の展開」(谷川道雄編『戰後日本の中國史論爭』河合文化教育研究所、一九九三年)に詳しく整理されている。

(48) 劉和惠「補論」五四頁に引用する、安徽省博物館藏『明天啓鄭氏謄契簿』。

(49) 『大明律』刑律鬪毆、「奴婢毆家長」。なお奴婢が家長を罵った場合の刑罰は絞、雇工人の場合は杖八十徒二年である(刑律罵詈、「奴婢罵家長」)。

(50) ただし汪菊の事案と倪運保の事案を比べると、傷害致死と毆打という案情の違いも大きく、おそらく後者では、知縣がこの訴訟案件自體を「州縣自理の案」たる「細事」とみなし、嚴密に擬律をせず懲戒的な體罰ですませてしまったのであろう。また墳林の盜伐に對する刑罰として杖八十を(『大明律』刑律賊盜、「盜園陵樹木」)、あるいは不應爲の事理の重き者として杖八十(刑律雜犯、「不應爲」)を適用したとも考えられるが、その場合は審語にその旨を明記するのが普通であり、やはり懲戒的な杖打とみなすべきであろう。

(51) 彭超前揭「試探庄僕、佃僕和火佃的區別」七九～八〇頁に引用・紹介する、安徽省博物館藏『英才公謄契笏公祠辦』。

(52) 「屯院」とは、南京に駐劄し、南直隸の衞所の屯田を巡視した巡屯御史を指す(萬曆『大明會典』巻十八、戶部五、屯田)。巡屯御史がこの訴訟を審理しているのは、鄭氏が軍戶であり、問題の田地が鄭氏の軍莊だったためであろう。

(53) 汪道昆『太函副墨』巻十、「姚令君生祠碑記」(傅衣凌「側面」一九頁參照)には、「歙俗故以家世相役僕、而逆節漸萌。令君謂、閭右借是以庇其家、長民者借是以保其土、分定故也。漸誅跋扈、以正名」と、明末の歙知縣姚が、「歙俗」に基づいて主僕の名分を正したことを賞贊する。また康熙『徽州府志』巻二、輿地志下、風俗にも、主僕の分をきわめて重んじる徽州の風俗を特記したうえで、「民牧者、當隨鄉入俗、力持風化、萬不可以他郡寬政施之新安。否則政如龔黃魯卓、而輿議沸騰、餘無可觀矣」と、地方官は徽州の「俗」にしたがい主僕の分を維持すべきであり、他地方のような寬容な主僕關係を認めれば、輿論を擧げての非難を免れないと述べる。

(54) 傅衣凌「側面」一九頁に引用する、方弘靜『素園存稿』巻十七、「郡語」下。

(55) 『澤富王氏宗譜』(萬曆元年刊本)巻二、十九世石橋下房。維清……家素裕饒、里之敬輿劉氏子、傭工其家。國朝末定之初、劉投戎、後以微功得授兵馬。道過澤富、喜宴之、彼懷先憤、飲半酣從悉殺之。子大都僅以身逃、訴于鄧院判、得伸其冤。亦以孤力、投戎錢塘無後。火佃凌・項・程・胡數家、皆散出而各立戶。

なお維清の族弟の王天佑の傳にも、「娶馮村張氏、止。火佃胡顯・□祖、睹求立戶另住」とあり、主家の絕戶の後、佃僕

が晴賂により主家の戸籍を脱し、自らの戸を立てたことを記す。

(56) 張海鵬主編『明清徽商資料選編』(黄山書社、一九八五年)八〇～八三頁に引く、『休寧率東程氏家譜』。

(57) 嘉靖『徽州府志』巻二、風俗志・巻八、食貨志。

(58) 勞働力確保のため、佃僕の移住は禁止ないし制限された。たとえば「永樂十四年祁門縣謝俊杰等賣火佃住基文契」(『會編考釋』通し番號五八〇)には、「其火佃汪祖家、一聽振安使用・倩喚、本家卽無阻當、卽不移居他處。如有移居他處、一聽振安報聞・追理」と、住基の賣買にともなう佃僕の使役權の移轉とともに、佃僕の他所への移住禁止が明記されている。

(59) 萬曆『歙志』考、巻二、風土。

(60) 張雪慧前揭「徽州歷史上的林木經營初探」、陳柯雲前揭「明清山林苗木經濟初探」、葉顯恩『佃僕制』第三章第二節などを參照。

(61) 「隆慶五年汪乞付等甘罰文約」(『契約文書』二巻四七〇頁)

佃人汪乞付・江光(保)・林記龍等、今因買受房東汪德瑞叔?□、土名迎牛坑裏截杉木砍斫、與房東汪于祚・于□弟姪等同號外截山界相連。是身等不知、混斫過界。今房東汪于祚等要行告理、身自知理虧、不願紊繁、托中江壽等、懇說納價足?訖。立還文約爲照。

隆慶伍年二月十五日立還文約佃人　汪乞付(押)　江光保○　林記龍×　中見人江壽(押)

(62) 陳柯雲「從《李氏山林置產簿》看明清徽州山林經營」(『江淮論壇』一九九二年一期)七六頁。

(63) 「祁門縣庄人康具旺等立還約」(『資料叢編』一集四六〇頁)。

(64) 南京大學歷史系資料室藏「明嘉靖—清宣統民間租約」(藏號〇〇〇〇八〇)。

庄人汪分龍、今因男長壽・長貴、自不合將房東山桃塢松木私□窠柴、房東得知、要行理治、自情愿佃去本山密兒培、前去砍撥鋤種、遍山密撒松子、毋問險峻、不得拋荒尺土。三年之內、接山主踏看、如無苗木、听自追還花利、日後成材、主仝三豆相分、主得二豆、種人得一豆。其仝堂不敢變賣他人、如違、听自理治。存照。

崇禎六年七月初十日立承佃庄人汪分龍○　見親胡付應(押)　胡□付○

(65) 『吳氏墳山佃經理總簿』、楊干山の項。

(66) 徽州商人の活動をめぐる近年のもっとも包括的な論著として、張海鵬・王廷元主編『徽商研究』(安徽人民出版社、一九九五年)がある。また明末の銀流入とその社會經濟的影響を廣範に論じた最近の研究として、William A. Atwell, "Ming China and the Emerging World Economy, c. 1470-1650", in Twitchett and Mote eds., *The Cambridge History of China, Vol. 8*, Cambridge U.P., 1998. および岸本美緒『東アジアの「近世」』(山川出版社、一九九八年)を參照。

(67) 『醒世恆言』第三十五巻、「徐老僕義憤成家」や、『明

史』巻二百五十二、孝義傳二に收められて有名な、「義僕」阿寄の物語は、徽州に鄰接する新安江に沿った山間地の淳安縣を舞臺とするが、阿寄が主人から預かったわずかな元手で漆を買い附け、それを蘇州や福建で賣りさばき、大きな利益を上げたというストーリーは、小說とはいえまったく荒唐無稽なものではなく、當時の佃僕や奴僕が、商業活動によって富を得る可能性があったことを示すものであろう。

(68) たとえば『明淸徽州社會經濟資料叢編』第二輯（中國社會科學出版社、一九九〇年）には、佃僕が房東に對し田・地・山などを賣却した明代の文書が、計八件收められている（同書の「文契總表」を參照）。また傅衣凌「側面」一四頁、および章有義前揭『明淸及近代農業史論集』三九〇～九一頁には、萬曆年間に佃僕や義男が主家から山地や屋地を購入したことを示す文書が紹介されている。

(69) 楊國楨『明淸土地契約文書研究』（人民出版社、一九八八年）二一八～二三二頁。

(70) 佃僕による甲首役の負擔を示す文書として、「嘉靖十六年祁門韋進付等賣山赤契」（『明淸徽州社會經濟資料叢編』第二輯、四九四～九五頁）には、「十一都韋進付・進才・進保、今因甲首無錢應當、將承祖父原買得汪志保山一備、坐落六保、土名朝山塢、系經理坐字七百九十一號、計山三畝……盡行立契出賣與房東汪再陽名下爲業」とあり、佃僕の韋進付らが甲首役の費用を捻出するため、房東の汪再陽に所有する山地を賣却したことがわかる。

(71) 佃僕が立てた文書のなかには、多くは稚拙な字ながら、佃僕自身が筆を執ったと思われるものも稀ではない。また「隆慶四年王連順賣子婚書」（『契約文書』二卷四五八頁）は、僕人の王連順が家主の汪鎭東に、十七歲の男子王得金を賣った賣身契であるが、末尾の署名には「奉書男王得金」とあって、身賣りされる本人が筆を執ったことがわかる。文書は整った楷書で書かれており、彼が一定の識字教育を受けていたことは疑いない。

(72) 水碓は精米や灌漑に用いる大型の水車であるが、道光『祁門縣志』卷五、風俗に引く康熙縣志に、「土瘠民貧、歲入無幾、多取給於水碓・磁土。舊志謂、水碓隘河身、磁土傷龍骨、皆利害攸關……」とあるように、河流を狹隘にするとして紛爭の原因ともなった。

(73) 『歙西溪南吳氏先塋志』、唐始祖光公、鼈塘山の項所收の議約。

衆立議約人溪南吳眞錫・道宗・汝弼・吳銑等、爲因始祖吳光公安葬鼈塘山、子孫繁庶、年遠失于經理、以致屢被外人侵占盜葬等情。又有本村地僕極惡棄積回父子、私造水碓害人無厭、背義窃附。先年與本族告碍臨河、仇家挾制一鄉、衆心共忿、意欲經公告理祖墳、及去碓以除民害。奈欵盤纏、衆議將鼈塘山除祖墳二穴外、其餘地山、衆議價銀參伯兩立契、盡行憑派下子孫有仗義者收買、聽從兩旁扦葬風水、付出價銀、以備告理之費。或告墳山、或治惡僕、俱將此銀使用。……今恐無憑、立此爲照。
嘉靖二十六年三月初七日衆立吳眞錫（他十八名略）
代書吳承誥。

(74) 傅衣凌「側面」一七～一八頁に引用する文化部文物局所藏文書。

(75) 『溪南江氏家譜』、第十六世諱公遷墓。

公之祭掃之僕、從主姓、世居婺源七都江灣前溪南濟、土名宋村坦。……諸僕中有由承差授驛巡秩者、歸則匍伏執賤役無貳、要非清流之故。主翁亦不錮之。……

承差は布政司・按察司に屬する一種の胥吏。考滿後は中央での辦事を經て驛丞を授けられた（萬曆『大明會典』卷五、吏部四、選官）。

(76) 前揭『明清徽商資料選編』二七～二八頁に引く、萬曆『祁門縣志』卷四、風俗。また謝肇淛『五雜組』卷十四にも、「今世流品、可謂混淆之極。……有起自奴隷、驟得富貴、無不結姻高門、締眷華胄者。……余邑長樂此禁甚勵、爲人奴者、子孫不許讀書應試、違者必群擊之。余謂此亦太過。……及之新安、見其俗不禁出仕、而禁婚姻、此制最爲得之」とあり、『祁門縣志』の記述と一致する。

(77) 『竇山公家議校注』卷四、庄田議。

(78) 劉和惠「補論」五三～五四頁に引用する『明天啓鄭氏謄契簿』。

(79) 『歙西溪南吳氏先塋志』二十世祖墓、「重修金充庄屋紀事」。

(80) 傅衣凌「側面」六頁に引用する、文化部文物局の所藏文書。

(81) 劉重日「火佃新探」一二三～二四頁に引用する、北京師範大學藏「分析火佃合文」。

(82) 傳統中國の身分秩序における「恩義」の意義や、「賤」觀念の基底をなす服役性・從屬性などを構造的・歷史的に論じた最近の研究として、高橋芳郎「中國史における恩と身分—宋代以降の主佃關係とも關連させて—」（『史朋』二六號、一九九三年。『法制史研究』四五、一九九五年の岸本美緒氏の書評を參照）、岸本美緒「明清時代における『賤』の觀念」（一九九九年七月、明清史研究合宿における報告）がある。

(83) 余顯功輯『不平鳴稿』（南京大學歷史系資料室藏、藏號〇〇一四八）、「不平鳴稿序」。『不平鳴稿』（全四卷）は、余氏と潘氏との一連の訴訟に關する一件文書を彙集した稿本であり、明末の佃僕制をめぐる紛爭・訴訟についてのきわめて重要な史料である。なお Mi Chu Wien, "Kinship Extended: The Tenant/Servant of Hui-chou", pp.250-52. にも、『不平鳴稿』の概要を紹介し「佃僕の保有が時にはエリート宗族のプライドをかけた問題」であり、いかなる經濟的負擔があっても佃僕を保持しようとしたことを指摘する。

(84) 明末清初の奴變全般については膨大な研究があるが、森正夫「奴變」（谷川道雄・森正夫編『中國民衆叛亂史4 明末～清Ⅱ』平凡社、東洋文庫四一九、一九八三年）がもっとも包括的である。

(85) 清初徽州の奴變については、森正夫前揭「奴變」、四「安徽南部」のほか、Zurndorfer, *Change and Continuity in Chinese Local History*, Chapter Five, Bondservants, Social Conflict, and the Ming-Ch'ing Transition in Hui-chou Prefecture 1644-1646.、葉顯恩『佃僕制』二八

四～八七頁などを参照。

(86) 「乙酉年朱老壽立甘罰約」(『契約文書』第二編〔清・民國編〕一巻一一頁)。同じ日附の「順治二年王三一等立甘罰約」(同書一巻一二頁)も、立約者が異なる以外はほぼ同内容である。

(87) 「祁門縣江觀大重立賣身契」(『資料叢編』一集、五五四～五五頁)。および傅衣凌「明季奴變史料拾補」(初出一九四七年、『明清社會經濟史論文集』人民出版社、一九八二年所收)三八六～八七頁に引用する、歷史研究所藏『五和義堂置產合同簿』所收の僕人項粉等の戒約(順治三年三月初九日)・僕人程起らの戒約(順治三年三月初十日)。

DISPUTES OVER THE "DIAN-PU" 佃僕 SYSTEM IN HUI-ZHOU 徽州 PREFECTURE IN THE LATE MING

NAKAJIMA Gakusho

In this article, the author discusses the aspects of disputes and lawsuits over the "dian-pu" (tenant/servant) system in Hui-zhou prefecture during the later half of the Ming period, mainly by analyzing the documents of Hui-zhou. "Dian-pu" were bound to particular landlords for generations, not only cultivating the land as tenants, but also performing various kinds of labour services, while landlords had to provide them with cultivated land, housing and graveyard. "Dian-pu"'s freedom of movement were restricted, and their social status were regarded as inferior to landlords. The main principle regulating the landlord-"dian-pu" relation was what the Chinese called "zhu-pu zhi fen" 主僕之分, meaning the distinction between master and servant.

The author collected a total of 52 dispute cases concerning the "dian-pu" system, covering the years from 1487 to 1645, from various kinds of the Hui-zhou documents. Many of these disputes were caused by troubles over forested mountains and graveyard. Problems concerning the "dian-pu"'s labour obligations and their hereditary status also caused diverse conflicts. Of the 52 dispute cases, 15 cases were brought before the magistrate's court. Many of other 37 cases were settled in rural community by various mediators. In a few cases, landlords took part in the resolution of disputes which occurred among the same clan of "dian-pu".

According to the Ming legal codes, commoner's families were prohibited to possess and use hereditary bond servants. But some lawsuit cases showed that local magistrates in Hui-zhou approved of the possession of bond servant not only by gentry families, but also by commoner's families. Judging from some legal cases, it is appeared that local magistrates in Hui-zhou generally made judicial judgement in accordance with the local custom of Hui-zhou, which emphasized the hereditary inferior social status of "dian-pu" based on the distinction between master and servant.

By the early Ming, highly labour intensive agriculture was developed

in Hui-zhou rural society. Powerful lineages who occupied much of agricultural resources, often recruited the immigrants or landless peasants to cultivate paddy land and forested mountains, and even asked them to perform various labour services. From the 16th century, however, the development of commercial agriculture enabled a proportion of "dian-pu" to accumulate capital by planting all sorts of commercial products. Furthermore, many "dian-pu" accompanied their masters to trading area as managers or clerks, and sometimes succeeded to make some fortune.

On the other hand, under the competitive and overpopulated circumstances of the Hui-zhou society in the late Ming, much more "dian-pu" who could not gain from the commercialization, were further reduced to poverty. A proportion of "dian-pu" who hoped to seize new economic opportunities and accomplish upward social mobility, often tried to break away from their hereditary status. On the other side, many impoverished "dian-pu" often attempted to escape from landlord's supervision. However, landlords generally did not approve their release from hereditary status. As a result, the stratification of "dian-pu" class further strained the landload-"dian-pu" relations, and disputes among them became more and more. This threatening situations finally brought about a large scale rebellion of militarized "dian-pu" and bond servants throughout Hui-zhou prefecture in the Ming-Qing transitional period.

A BASIC STUDY ON THE RECONSTRUCTION OF THE HISTORICAL IMAGE OF THE QING DYNASTY BASED ON AN INVESTIGATION OF THE *NENEHE GENGGIYEN HAN I SAIN YABUHA KOOLI UHERI JUWAN NADAN DEBTELIN*, EARLY QING MANCHU ARCHIVES IN THE PRE-1644 PERIOD

ISHIBASHI Takao

In the *Manwen-guoshiyuan-dang* 滿文國史院檔 vol (juan). 001 housed in the Chinese First Historical Archives 中國第一歷史檔案館 of Beijing, there are two sorts of Manchu manuscripts. One of them is titled *Aisin i*